

立川市議会 立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和5年8月23日(水曜日)

開議 午後0時57分 散会 午後4時7分

出席議員(7名)

議長	木原 宏君	議員	上條 彰一君
副議長	高口 靖彦君	議員	稻橋 ゆみ子君
議員	頭山 太郎君	議員	大石 ふみお君
議員	山本 みちよ君		

議会事務局職員

事務局長	秋武 典子君	主任	小林 直岐君
事務局次長	諸井 陽子君	主任	武藤 康平君
庶務調査係長	大澤 善昭君		

会議に付した事件

- 1 議会の措置の具体化…P2
- 2 政倫審委員…P9
- 3 条例・規則の条文案…P21
- 4 逐条解説の記載項目…P31
- 5 今後の予定…P33

[開議 午後0時57分]

○議長（木原 宏君） ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第7回目の開催となります。本日の議題につきましては、クラウドに掲載した日程のとおりでございます。

まず、議題に入る前に事務局より報告がありますので、お願ひいたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） ホームページで行っていた政治倫理条例の見直しについての意見募集は7月31日に受付を終了しました。5月に御報告した1件のほか、新たに4件の御意見が寄せられております。この資料もクラウドに掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

クラウドの掲載場所は、ホームの市議会、立川市議会政治倫理条例検討会議、政治倫理条例アンケート回答フォルダーの令和5年7月31日締切りです。

御意見の中には、かなり厳しいものもあり、掲載場所が分かりづらいのですが、議員全員に御確認いただく必要があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 報告は以上のとおりでございます。

次長からもお話ありましたとおり、我々議会というか、議員に対する大変厳しい御意見が多かつたところでございますので、ぜひ会派にお戻りいただいたら、各議員が御確認していただいたほうがいいのかなという内容が多く含まれておりましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の進め方についてお諮りいたします。

本日御検討いただきたい事項は、1、議会の措置の具体化、2、政倫審委員、3、条例・規則の条文案、4、逐条解説の記載項目、5、今後の予定の大きく五つの検討項目がございます。

それぞれの検討事項ごとに事務局からの説明の後、

順次御検討をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（木原 宏君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議会の措置の具体化

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、議会の措置の具体化を議題といたします。

資料1を御覧ください。

まず、1の（1）の第1項から（5）の第5項までを一括して議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） では、初めに本日のゴールを確認させていただきます。

今回の検討会議が、予定されている最後の会議ですので、条例と規則の両方について、改正案として決定していただきます。

今後は、本日の会議の結論に基づく修正や文言の修正は随時行いますが、協議が必要な内容は、本日の会議で決定していただくことを想定しています。

まず、1、議会の措置の具体化の説明に入ります。

議会の措置について、第20条の条文案を各項ごとに御説明します。

まず、第1項です。

措置を具体化する際の考え方について、まず第1号から第5号までの具体的な措置の内容は、第6回検討会議で挙がったものを取り上げました。

また、措置の方法についても判断に迷わないよう、また措置の方法自体も措置の重さと無関係とは言えないので、最低限のことは条文にも記載しました。

第1項の柱書きについて、措置は政倫審からの勧告を受けて行いますが、議会はその勧告を尊重すべきであることを明示しています。

この勧告の尊重を具体的に担保するための規定として、後で御説明するとおり、第3項の規定を置い

ています。

また、措置は議長判断で行うものではなく、議会の決定であることを明らかにするため、議運の議決を経ることとしています。

このほか、逐条解説に原則的な措置の実施場所や方法を記載するとともに、議運で原則とは異なる決定もできることも併せて記載します。

第1号から第5号に具体的な措置を記載し、第6号にその他の措置ができることも規定しています。

第1号から第5号は度合いに応じた措置であり、重複させて行うことは想定していませんが、第1号から第5号のいずれかに第6号を加えることは考えられます。

なお、政治倫理条例の本来の趣旨からすると、最終的判断を当該議員に委ねる、つまり強制を伴わない措置が相当ということが前提となっています。

次に、措置の各号について補足説明します。

第1号の「口頭注意」は、非公開の場、具体的には議長室で注意し、注意した内容は公表しないことを想定しています。

注意したという事実については公表しますが、それは議会便り等で政倫審を開催したことの報告をする際に書き添える程度にとどめられます。

第2号の「文書による戒告」と第3号の「議場における陳謝の勧告」については、文書の交付は非公開の場、これも具体的には議長室で行いますが、

「口頭注意」とは異なり、戒告や陳謝の勧告の内容も公表することを規定しています。これは前回の政倫審で「厳重注意書」を交付し公表したことと合わせたものです。

公表を条文に明記したのは、公表するかしないかで迷わないようにするためという理由と、公表することの重みを考慮した上で措置を決定すべきという理由によります。

第4号の「出席自粛勧告」と第5号の「辞職勧告」も、同様に議長室で文書を交付するという方法にすることも考えられます。

しかし、これらの措置は相応の重みがあるので、あるいは重みを持たせる必要があるので、議長室で勧告を行って、事後に議会に報告するというわけにはいかないのではないかと考えられます。

また、それを実施すべきかを政倫審の審査を経るといえ、果たして議運で決定していいのかということもあります。このことから、条文案では、議運が決議の議案を本会議に提出することを措置の内容としています。

なお、決議が可決されるかどうかは議会の判断ではありますが、勧告を尊重すべきとの要請があることから、勧告と異なる決定とするには相応の理由が必要となります。

第4号の「出席自粛勧告」は、勧告する期間により重さが全く変わります。例えば1日の出席自粛と会期全ての出席自粛では、全く重さが変わるために、議会にこの点についての裁量の余地を残さないことが望ましいと考えられます。そのため、期間まで含めて政倫審から勧告するよう逐条解説に明記します。

第6号の「その他議会が必要と認める措置」は、条例の目的を達するため、事案の性質上必要な措置を行うことを想定しています。

例えば政務活動費の不正の事実を認めたときに、その相当の額を市に返還することを勧告する場合や、ハラスマントの事実を認めたとき被害者に陳謝することを勧告する場合が考えられます。

この規定は、議会の自由裁量を許容する趣旨ではなく、あくまで目的の達成のために必要最小限度にとどめるべきこと及び権利を制限したり、義務を課したりする措置は想定されないことを逐条解説には明記します。

なお、ほかの団体の条例では、役職辞任勧告を規定している事例がありますが、ここでは挙げませんでした。役職辞任勧告は、度合いの一つと言うよりは、役職の地位を利用した違反行為があったときに取るべき措置と考えられます。そのような場合は、第6号に基づいて役職辞任勧告をすることができま

す。

次に、第2項です。

現在の条例では、措置の公表について具体的な規定がありませんでした。そのため、措置を講じたときは、本会議での報告、市民への公表、審査請求人への報告をすることと明示しています。

なお、報告や公表は、措置を実施した事実をお知らせすることを目的に行うものであり、この報告や公表自体が別個の制裁的措置にならないよう留意すべきであることは逐条解説に記載します。

次に、第3項です。

議会は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、その措置の公表と報告をする際に異なることとなった理由を示さなければならぬこととしています。

政倫審は勧告をするにとどまり、実際に措置を決定するのは議運です。そのため、議運は政倫審では考慮されなかつた事情を考慮して、措置を重くしたり軽くしたりすることも可能ではあります。しかし、この点について政倫審の決定と乖離する結論になるようでは、政倫審の意義が損なわれてしまいます。

そこで、議会が政倫審の勧告を尊重することを担保するため、行政不服審査法に倣って、この規定を設けています。この規定があることにより、理由を対外的に説明できないような措置の変更は、事実上できなくなります。同時に、もし理由があつて変更する場合でも、慎重な判断を求められることになります。

次に、第4項です。

これは審査対象議員の反論権を規定したもので、審査対象議員に対する措置が外部に公表される場合、その公表と同じレベル感で意見を公表できる機会を与えることとしています。その機会は、措置の影響の度合いと釣り合ったものとすることが原則です。

第1項第4号及び第5号、つまり出席自粛勧告と議員辞職勧告は本会議で審議されます。そのため、審議の後の本会議での意見表明を規定しています。

審議の後としているのは、審査対象議員は除斥となり審議には参加できないためで、審議の後に議長に発言を求める形になっております。この発言を求められたら、議長は本条に基づき許可しなければなりません。

また、全ての措置について、第2項に基づく市民等への報告と公表が行われますが、その際も同一の方法で意見表明の機会を与えなければならないとしています。

「同一の方法で」とは、報告や公表と同時か、できるだけ近い時期に同じ媒体でということを想定しています。この規定があることにより、議員に容易に反論されるような勧告や措置を避けるために、政倫審や議運に慎重な判断を促すことも期待できます。

次に、第5項です。

第5項で想定している事案として、ア、政倫審が審査の結果、政治倫理基準違反が存するとは認めなかつたときの名誉回復、イ、議会が一旦政治倫理基準違反が存すると認め、措置を行うなどした後に事情の変化があり、政治倫理基準違反が存しないことが判明したときの名誉回復が挙げられます。

イには、政治倫理基準違反がないことを議会の側から認める場合だけでなく、審査対象議員の側から政治倫理基準違反がないことの確認を求める申立てがあった場合に、議会として対応しなければならないということも含みます。さまざまな場合が想定されるので、逐条解説に例示するにとどめます。

措置の条文については以上のとおりです。

まずは、ここまで述べた点について、措置の項目や内容はこのとおりでよいか、またこれまでの議論の認識と相違していないか、そのほかに協議を要する点がないか、御協議をお願いいたします。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

それでは、資料の網かけの部分、検討事項について、皆様に御議論いただきたいというふうに思っていますので、御質疑、御意見をいただければと思

ます。よろしくお願ひいたします。

○議員（上條彰一君） 質問なんですかけれども、一つは、第6号の取扱いの関係で、その他議会が必要と認める措置ということで、今、議会事務局長からの説明では、他の自治体で役職の辞職勧告もこの第6号で対応できるという、そういう説明だったと思います。

それで、今回のケースのように、審査会が条例違反があるということを認定して、厳重注意勧告としたと。それで、提供された金品の返却だとか、相手との関係の清算を求めた場合も、この第6号の必要と認める措置で対応できるということが解釈できるのかどうか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議会事務局長（秋武典子君） まるきり不可能ではないかと思いますが、ただ権利の制限であったり、義務を課すだとか、そういったことはできませんし、あとは措置の重みが必要である、その措置が議会として条例の目的に対して必要であるということであれば決める形になるかと思います。

「議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし」というところで、どれほど資質向上及び誠実かつ公正な職務を妨げたかというところと、あとそこの回復のためにそれが必要な措置であるということが判断できるのであれば、入れることができるという形になるかと思います。1件別に御判断いただく形になるかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 恐らく措置の前の事実認定が大事になってくるんだろうと思うので、そこできちんと事実として認定できたものは、多分措置としてもここの6号で附帯することはできるのかな。曖昧なまま例えばよく御本人も反対、反論されていて、政倫審としてもそこはちょっと事実、そこまで確認ができないなんてなっちゃうと、なかなか6号で金品の返還とかということは言い切れなくなってくる

んじゃないかなと思います。

○議員（上條彰一君） 金品を受け取ったという事実は本人も認めていて、それで政倫審もそれが通常のような金品のではないと。金品そのものを受け取ること自体が問題なんだということで、条例違反ということを認定していくと、要は金品を受け取りつ放していいのかどうか、返却しなさいと。相手との関係も今の現状を続けるということになると、いろいろ問題があるんじゃないかなということで、きちんと清算すべきなんじゃないかということを勧告の中でも指摘して求めたということになると、いろいろ難しい面はあると思うんですけども、審査会は事実認定をして、勧告した内容を尊重するという点で言うと、この第6号を使って、必要な措置を求めるということは、私も当然可能なかなと思って解釈したので、そこら辺の判断をきちっとしていくんだなということで私は解釈しておけばいいのかなと思いましたけれども。

○議会事務局長（秋武典子君） すみません、1点補足ですけれども、ここに例示しました政務活動費というのは、条例等で決まっておりまして、公金として正しく適正に使用すべきものである。それが虚偽の報告等で支給されたのであれば、それは返還すべきであるということは議会としても言えますし、また議会費の問題でもありますので、求めることはできるのかなと思いますが、今回の事例のような民民といいますか、そういったところまで立ち入って措置というものを勧告できるかというと、それはもしかしたら難しいのかもしれないで、それは事例があったときに御判断いただくことになるかというふうに思います。

以上です。

○議員（上條彰一君） そういう意味では、かなりそこら辺の事実認定が鍵になるということで、ここではこの程度のやり取りにさせていただきます。

もう1点です。審査対象議員の弁明の機会を与えるという問題なんですかけれども、審議の後で発言を

許可するということになっているわけですが、審議の後に議長に発言を求めて、それで議長が許可をして、そこで弁明ということになるわけですが、政倫審の勧告なりの内容が報告されて、そこで審議が行われるわけですよね。

ただ、もちろん政倫審の中でもいろいろ対象議員からの発言なんかも求めて、やり取りはあって、いろんな事実認定がされるということになって、勧告というのは出るわけですけれども、それでもいろいろ御本人としては、御本人の意に沿わないという内容になるとすると、審議の前に一定の意見表明をした上で、議会での審議がされないと、御本人の弁明の機会ということにならないのかどうか、ここら辺はどのように考えたらいいのか、ちょっと見解があればと思いますが、いかがでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 当初この条文が審議においてということで、審議の中でというふうに考えていましたところがありました。ただ、先ほども申し上げましたように、除斥されるということで、後ろに持ってきたというものなんですけれども、事務局の判断としましては、審議される前、上程される前に御意見というものではないであろう。また、上程されたら、すなわち除斥という、上程の前に除斥されるというのが通例ですので、審議の後にという形が座りがいいかなということで入れているものです。

以上です。

○議員（上條彰一君） 形式論から言えば、そういうふうになるのしもしれませんが、一定の審議が終わってから、御本人の弁明を聞いても、あまり審議の中には生かされないというのがあるので、むしろ何らかの形で御本人の意見は意見として述べる機会を設けておくほうが、それを踏まえて、政倫審の決定と御本人の見解を合わせて審議して、議会としての対応を決めるということでは、そのほうが公平性というか、公正に審議ができるということになるのかなと思いますが、どうなんでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 各段階で審査対象議員からの弁明の機会というのは設けることにしておりまして、政治倫理審査会の中でもそうですし、また勧告が出たところでも意見書を出すことができるということがありますので、そこでの保障と、あとは実際に措置の決定が議場の場で審議されるときにも、同じ場で行われるようにということを考えておりますので、その前に意見が出されないということではないというふうに考えています。

以上です。

○議員（上條彰一君） 要はそういう弁明の機会というのは、そういう流れの中で一定保障されているので、あえて審議の前に、それ以前に弁明は受けた上で審議するということになるということで解釈すればよろしいわけですね、分かりました。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 内容的にはそれでよろしいんでしょうけれども、事務局の中ではもう1案出ておりまして、議題になったものが、結果が出た後に何かをするというのは違和感があるというところで、例えば書面にして、あらかじめ提出していただいたものを議題宣告の後、議長が議場で読み上げるというような案も出ましたので、一応お伝えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見、御質疑ござりますでしょうか。——では、御質疑、御意見がないようですので、（1）の第1項から（5）の第5項までを終了とさせていただきます。

続いて、（6）の措置の選択の指針を議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 次に、（6）の措置の選択の指針についてです。

ここからは逐条解説に関する内容となります。

措置の選択に何らかの指針がないと、審査会も決定に困ることが考えられます。また、措置の実施は議会の自律権に基づくものであるため、原則として

は議会の裁量に委ねられていますが、適正な範囲から外れると、裁量権の逸脱や濫用があるとして違法となる場合があります。

そこで、円滑な審査と適正な措置の確保のため、基準や注意すべき点を逐条解説に記載するとよいのではないかと考えております。

まず、①措置の目的の確認です。

条例の目的は、第1条に明示したとおり、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって立川市議会基本条例の趣旨の実現をすることであり、各条文はこの目的に対する手段です。

のことからも、措置もこの目的に対する手段です。言い換えると、措置とは、先ほど述べた条例の目的が損なわれ、議会にダメージがある状態、つまり議員一般もしくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる状態や、誠実もしくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある状態、以下では議会の損害と言いますが、その議会の損害の回復の手段として整理することができます。

次に、②措置の度合いの選択基準についてです。

措置を適正に行うためには、議会の損害の程度と措置の重さが均衡している必要があります。その均衡を図るために、最初に議会の損害がいかほどであったのかを検討し、次にそれと均衡する措置がどれであるかを選択する必要があります。

そこで、議会の損害に見合う措置を選択するために役立つよう、以下の表のような選択基準を逐条解説に明示するとよいのではないかと考えられます。

注に書いてありますとおり、議会の損害がいかほどであったのかを客観的事実として言語化するのは、いずれにしろ困難です。

それでも、この点に注意を向けることは、次のような意義があります。

第1の意義は、議会の損害に注意を向けないと、その違反とされている行為がそもそも議会に損害を与えていないことを見落としたり、印象や感情に左右され、議会の損害と措置の均衡を適切に考慮でき

なかつたりするおそれがあるのではないかという点です。

第2の意義は、議会の損害について委員間で共通認識を持つことにより、措置の選択についての委員間の判断の振れ幅が小さい範囲に収まる可能性が高まるのではないかという点です。

措置の選択基準の表に記載したとおり、議会の損害が分かったら、そこから回復するために必要な措置はどれかという視点で措置を選ぶことになります。

議会の損害と同じく、損害の回復も客観的に確定できるものではありませんが、議会の損害と損害の回復の均衡に注意を向ける点に意義があります。

なお、注に記載したとおり、出席自粛勧告と議員辞職勧告については、判断の参考になる考え方を、地方自治法上の懲罰に関する過去の判決からうかがうことはできます。

次に、③裁量権の逸脱・濫用に注意すべき要素です。

措置が裁量権の逸脱・濫用に当たる場合は違法になります。裁量権の逸脱・濫用に当たるか否かの一般的な観点として、行政法学では、以下のものが挙げられています。

これは行政に関する裁量権の逸脱・濫用についての議論ですが、最近の裁判例を見ると、議会の措置の裁量権の審査でも同じような考え方がされています。

議会には自律権があることから、自律権の範囲内の問題については、議会の措置には広い裁量が認められるので、よほどのことがない限り、違法の判断をされることはないと考えられます。

しかし、可能な限り全ての当事者が納得できるような判断ができるよう、また万が一にも違法と判断されることのないよう、措置の選択に当たっては、これらの視点で問題がないかをチェックすべきと考えております。

まず、アの判断が全く事実の基礎を欠き、または社会観念上著しく妥当を欠く場合は、裁量権の逸

脱・濫用になります。

具体例の一つ目が、重大な事実誤認で、誤った事実認定に基づいて措置を判断したような場合が当てはまります。

二つ目は、目的・動機違反で、例えば政略や私情など、条例の目的とは異なる目的や動機に基づいて判断する場合が当てはまります。

三つ目は、平等原則違反で、立川市議会で行ってきた過去の措置の事案と理由なく扱いが異なっている場合です。

四つ目は、比例原則違反で、議会の損害に対して、措置の重さが釣り合っていない場合です。

次に、イの判断過程に不合理な点がある場合にも、裁量権の逸脱・濫用になります。

この一つ目のケースは、考慮すべきことを考慮していない、または重視すべきことを重視していない場合です。例えば問題とされている行為による議会の損害の大きさを考慮しなかったような場合です。

二つ目のケースは、逆に考慮すべきでないことを考慮した、または重視すべきでないことを重視した場合です。例えば一般的な倫理や処罰感情が判断の根拠の中に混ざり込んだり、印象論や市民感情を過大に考慮したりした場合です。

以上のとおり、措置の指針を逐条解説に書くことで、円滑な審査と適正な措置の確保につながると考えますが、これを明記するのはいかがでしょうか。また、その場合、上記の考え方で問題はないでしょうか。御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について、皆様に御議論いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員（稻橋ゆみ子君） いろいろとよくまとめていただいたというところが一番の感想です。本当に感情論とか、そういうしたものではなくて、やはり議

会等にどのように影響を与えたかということを論理的に示していく、その中の段階的なものを示していくという、これはとても分かりやすくていいのかなというふうに思いました。

ただ、だからそれだけのこちらが裁量権というか、例えば最近の市民からの声があったときに、大体政治倫理審査会を開いて、議会としての対応がどうなんだと、そこまでの権限があるのかみたいな、やはりそういうふうに感情的に思われる方もいらっしゃる中でお声をいたしました。

ですから、やはりこういうことをちゃんと逐条解説にも示していただいて、なぜこういうふうな対応がなされるのかということがきちんと分かるという提示ができる、段階的にこういうことがないことを望むわけですけれども、対応ということでよろしいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに。

○議員（上條彰一君） 私もいろんな角度から選択の指針の目的の確認ですか、措置の度合いの選択基準ですか、裁量権の逸脱・濫用に注意すべき要素ということで、かなり論理的にも組立てがされていて、やはりこうしたことをきちんと市民的にも明らかにするというか、示して、その上で措置を行うというのは、市民の理解を得る上でも必要だと考えますので、逐条解説に明記するのは、ぜひ明記すべきと考えますし、基本的な考え方でいろいろ示しているいろんな事例なんかについても、非常に分かりやすい事例として示されているので、こういう記述もしっかりと記述していただくということはいいんじゃないかなと考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質疑ございますか。——それでは、御意見がないようですので、日程1の議会の措置の具体化は終了としたいと思います。

政倫審委員

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程2、政倫審委員を議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 次に、政倫審の委員についてです。

まず、（1）の団体推薦市民について、どの団体に推薦を依頼するかという点がもともとの協議事項でした。

前回までは、推薦を依頼する団体をある程度固定するものとして考えていました。しかし、必ずしも固定せず、委員の改選ごとに推薦依頼団体を議運で決定することも方法として考えられます。

また、先日皆さんに候補となる団体を照会した際、必ずしも団体からの推薦に限られないのではないか、例えば審議会などの委員の中から推薦依頼をすることもできるのではないかとの考えも寄せられました。

なお、留意すべき点として、駒林先生には守秘義務、ジェンダーのバランスを挙げていただきました。

もし推薦依頼をする団体を固定せず、その都度選ぶのであれば、実際に団体を選ぶのは来年8月の改選前になります。そのため、現段階では団体を固定するのではなく、改選ごとに決定するのか、またいわゆる団体に限るのかどうかという、団体の選び方のみ決定すればよいことになります。

また、団体の具体例として、立川市特別職報酬等審議会と立川市長期総合計画審議会の例を挙げました。

また、検討会議の皆さんからは、小学校、中学校のPTA連合会、女性フォーラム実行委員会、男女平等参画推進審議会、女性参画の必要性から消費者団体、市民交流大学の委員、人権擁護委員を挙げていただきました。

次に、（2）の有識者については、これまで次のような属性が挙がっていました。

まず、弁護士、次に法律学、特に行政法を専門とし、地方自治の制度にも詳しい研究者、次に政治学、特に行政学を専門とし、地方議会の実情にも詳しい研究者、他市の元議会事務局長・次長・課長、本市の元議会事務局長・次長です。これらの属性の方から、3人の方に依頼することになります。

このうち、市の元職員は、議員を知っているだけにやりづらいのではないかという問題があり、本人が辞退する可能性もあります。逆に事情を知っているということのプラス面もあり、これらを考慮する必要があります。

この点に関連して、元議会事務局職員を入れる目的が、議会の事情を知っている人が必要ということなのであれば、政倫審の事務方として議会事務局が入りますので、事務局からのサポートは可能です。

以上について、推薦団体を依頼する団体を固定するか、それとも委員の改選ごとに推薦依頼団体を議運で決定するか、団体を固定する場合はどの団体にするか、委員の改選ごとに推薦依頼団体を議運で決定する場合はどのような視点で団体を検討するか、推薦依頼先は団体に限るか、団体に限らなくてもよいか、有識者はどの属性の人に依頼するか、これらの点について御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

この政倫審の委員の団体ということで、過日いろいろ御議論の分かれたところから、さらに一步入った形での団体の選び方という形になっておりますので、ぜひこの検討事項について、網かけの部分について御議論いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

まずは固定するのか、それとも改選ごとに変えていくのか、固定するならどういうふうに固定するのかとか、いろいろ考え方は分かれるのかなども思うんですけども、上からいきますか。

団体をまずは固定するか、しないかで御意見をい

ただければと思います。

○議員（稻橋ゆみ子君） 私たちはもともと市民自らが公募してというところで、やはりその意思を尊重して、人選するということがベストだということの提案をしたのですが、この中の決定としては、団体へというところの方向になった中で、改めて団体というところでも広く捉えるということで、この前も駒林先生のところで意見なども言わせていただいたのですが、いろんな市民団体が活動を活発にしているという中では、団体というものをどのように捉えて、どこまでの範囲で、ここはリベラルなすごく幅広く主体的に参画していただけるということを前提にして、その団体への依頼というのをしていくべきだというふうに思っています。

そういう状況のことからも、あえて団体をこの団体と固定することではなく、常にその状況に合わせて、私たちの中でそれは議論を深めながら決めていくという状況がよろしいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。改選していくということですね。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 団体推薦市民の方向に前回会議でしっかりと議論されて決まって、こういうふうに一步進んでいるわけですけども、やっぱり今まででは委員というのは事務局とか、あと正副議長のほうにお任せしていましたので、今回からは議運で、議運の関わり、役割というものが大変重大になってくると思います、この政倫審に関して。

ですから、議運のメンバーがそのことをしっかりと認識するためにも、私は改選ごとにしっかりと議運のほうで絡んでいくというほうが、自分たちもそういう関わりがあるんですというまた選ぶ責任もしっかりとしてくると思いますので、固定せずに改選ごとにしっかりとそこで議運のほうで自分たちの役割も認識しながら団体の方に依頼していくというほうをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 私も公募市民を残すべきということで求めてきましたが、団体推薦の市民ということになりましたので、その上でということになれば、固定せずにその都度検討してということで、特に駒林先生からのアドバイスで二つの点ですね、守秘義務の問題とジェンダーのバランスの問題というのは非常に大事な点なので、そこら辺をきちんと踏まえた上で推薦していただくということで考えればいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに。

○議員（山本みちよ君） 私、団体を固定してもいいかなとも思ってはきたのですが、先ほど頭山委員からありましたけど、議運の役割の重さといったもの、また意識を変えてもらうという点も本当にこれから重要になってくる部分かと思いますので、議運の中でしっかりと委員の改選ごとに決めていくということでもよろしいかというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 私も改選ごとでいいと思います。次にあるどのような視点でというのも、先生から言われたとおり、守秘義務とジェンダー、それを議論の中に入れてもらって、議運のほうで決めてもらえばいいというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。大石委員からは今、次で諮らなければいけないところまで踏み込んでいただいて、まさに次はその部分に移るのかな。まずは全会一致で改選ごとに議運で決めていくことは一致できたところでございますので、団体を固定する場合の考えはここで捨てるというような形になります。

それで、推薦の団体をどういうふうに決めていくのかということで、駒林先生からアドバイスもらつ

たとおり、守秘義務の問題、またジェンダーの考え方というようなバランスですね、そういったことを考慮して、それも議運にその視点で選んでくださいということで、そのときの議運、今日団体まで具体的に決めるわけではないので、考え方だけどういうふうに議運で決めてもらうのかということで、大石委員のほうからは議運で選んでもらう際には守秘義務、あるいはジェンダーのバランスを考えた団体から選んでくださいということで議運にお願いするということが一番考え得るのかなというところもあるんですけども、それを踏まえて、決め方というんでしようか、どういった形で推薦団体を決めていくのかという考え方ですね、どの団体とかじゃなく、考え方を御意見いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議員（頭山太郎君） ジェンダーの問題、女性を何人とか、そういったことまで決めてやるということなのか、この団体は女性でお願いしますとかしていかないと、出てこないわけですから、たしか駒林先生もそういった視点でということをお話しされて、団体等というところの例も挙げられたと思いますので、そこら辺も全体の構成員の中で女性は何人いるか分かりませんけど、そこまで考えてやるのか、そこら辺がちゃんとしていかないといけないのかなというふうに思っているところでございます。

あとは、審議会とか、議員からあった団体も、団体というのもいろいろ規模もありますし、私たち団体ですって、どのことを団体というのかということがちょっとあやふやなところがあって、どういうふうに団体を見ていったらしいのかということは、審議会ということであれば、大体分かるんですけども、そこら辺の固定はどういうふうに判断していくのかというところはちょっと私も考えなきゃいけないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。何をもって団体と認定するのかということは確かにあ

るのかなということと、ジェンダーのバランスというのは、昨今こういう時代でございますので、過日別件ですけど、農業委員なんかも改選するときには、そういう考え方を取り入れていこうというようなことも示されていたというふうに記憶しておりますし、やはりバランスというのは、もちろんこれから有識者のほうもあるので、全体のバランスとして考えていかなければいけないので、ケース・バイ・ケースにはなるのかな。

例えば全員が女性というんですか、それもまたバランスが悪いんでしょうし、男女比みたいのがある程度バランスが取れるような形で、この団体には男性をとか、女性をとかということも想定はできるのかなとは、そのときの状況に応じて、有識者が決まってくると、そういうこともあるのかなというふうに思います。

あとは団体ですよね、何をもって公的な団体と認めるのかという、法的というか、3人集まって団体ですということも言えると言えば、言えちゃうので、そうなると議運で当然そういったやり取りももちろんあるんだろうと。

言葉は悪いんですけど、ちょっと活動がよく明確ではない、あまり活動内容がふだん耳にしない。例えば商工会議所とか、医師会とか、自治連とかというのはよくなじみのあるいわゆる公的性の高い団体というんでしょうか、そういうのはありますけども、変な話、趣味の会も団体ですし、団体というと、そこが幅広くなってくるので、ここでは決められないのかなと思いますけど、多分議運で選んでいただくときに、それはとか、いろんな御意見は出るんでしょうから、今からこの団体とか、公的には何をもってというのは、決められれば決めてもらってもいいんですけども、どこまでやれるのかという、それよりもまず考え方、どういう考え方で団体にお願いするのか、守秘義務、ジェンダーバランス、議運にそこにお願いして、こういう観点で団体及び人選してくださいという、議運での選び方の指針みたいなもの

をつくっていただけるといいのかなと、ここで。団体にしても、そうです。こういった団体をというカテゴリーみたいなものができれば、それはそれでいいと思うんです。それも意見として出していただいたら全然構いませんので。

○議員（上條彰一君） 議会での議論の中でも、やはり女性の参画を強めようじゃないかという議論がされているので、有識者の方も含めて、5人の定数ということになれば、女性が3人になるのか、2人になるのかということで、例えば団体推薦ということであれば、女性が比較的出やすいような、そういうところから選ぶという形もあるでしょうし、弁護士会のほうで、去年の政倫審では弁護士会推薦の山本先生は女性の弁護士さんありましたから、そういうことの兼ね合いも見て、全体のバランスを取れるように構成してもらえば一番いいんじゃないかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（大石ふみお君） 今、団体という定義があったのですが、例えば立川市の特別職報酬審議会の中で何か団体の基準みたいなというのはないんでしょうか。そこに依頼するということになれば、日頃の活動をしているのかどうかとか、構成員が何名なのかという、こういった基準がなければ、なかなか団体という定義というなんでしょうか、そういうのはないので、そういうのがあれば、それに準ずるとか、例えば団体というのは、例えば活動は難しいと思うけど、日常活動しているということと、会員が10名以上とか、こういった規定があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○議長（木原 宏君） 事務局、そこ分かりますか。確かに何かの基準で選んでいるのかもしれないですね。審議会だとかは、どういう基準でどういう団体を定義しているのかというのが分かれれば、それに準じていくみたいなこともいいのかなと確かに思います。ちょっと分かったら、事務局、調べがつくよう

でしたら、ちょっと調べてもらって。

○議員（稻橋ゆみ子君） それは調べるというのは、今の行政側が何をもって団体とする根拠があるかという調べですよね。

私は今までずっと議員の活動の中で様々な審議会とか、傍聴させていただく中で、以前にもお話をした。いい悪いは別としても、事実として、やはり団体というものの位置づけが、どこを見てもそこは基本形で、参画している団体というのは、ある程度固定化しているというふうな見え方が、これは事実としてある中で、新たに市民公募という自由度の枠を今回はそこはやめてというか、団体にしていくという決まりの中で、新たに団体という定義を私たちの中で広くしていくというものも一つ入り口かと思うんです。

それは広くというのは、行政に従った根拠というものを前提にするのではなくて、今、市民活動というのが、例えばだからいい悪いは別としても、子ども食堂とか、地域の中でやはり課題解決のために支え合っている、これも公的に認める認めないというよりも、社会教育団体に登録しながら活動しているという状況の中では、ちゃんと目的を書かなきや社会教育団体に認められないわけなんです。

もう一方では、社協のほうでは、市民活動センターがあって、そこに活動をやっていますと登録すると、そこに学生さんとか、ほかから勉強したいからと言って、そこを通して地域の支え合いの地域福祉の活動にそういう学生たちも参画するという、そういう流れとかもあるんです。

ですから、やはり議会としては、大きく団体を捉えていくということをぜひ、これだから団体の定義は今ここで話しちゃうと、今のところじゃなくて、次に団体というものをどういうふうに捉えているかということの議論を深める場を議運の場になっていくかどうかなんですが、そういう形でぜひ捉えて、これを機会に捉えて、多様な広く団体、それこそ無作為抽出でもいいのかなぐらいに私は思ってしまう

部分もあるんですけど、それぐらい広く団体から参画していただくということを期待する状況です。それが私たちの会派の中でも意見として出していましたので、述べさせていただきます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。貴重な御意見、それぞれ出てきていて、何らかの基準とかというのをある程度限定していくと、いわゆる審議会とかに入ってくるような大きな団体ということに限られてくるんでしょうし、例えば広く取るのであれば、例えば立川市で活動している団体とか、スポーツ施設なんか借りるときに団体登録するときなんかは、例えば活動拠点が立川市であるとか、例えば野球だとか、サッカーのチームだったら、立川市民が何人以上いること、構成の半分の比率を立川市民が占めることとか、何かそういうふうにすれば、ある程度広くは取れる考えもできるかなと。

ただ、立川に縁がない、ゆかりもないようなところから、今回そういうことだからうちの団体から選んでくれというと、また全然関係なくなってきたちょうどいうことがあるので、何らかの確かに考え方を整理してもいいのかなというのはあって、必ずしも今日方向性だけ決めていただければ、事務局のほうで審議会とか、どういう規定の中であるのか、ある程度きっちとそれを団体とはということで決めていくのか、あるいはもう少し広く取るのかみたいなのは、今後の中でまたそれが持ち越しが、小林主任、できれば、それで今日結論を出さなくても、方向性だけ出しておけば大丈夫ですか。

○議員（山本みちよ君） ここが団体に入るのかどうかということで、米印の「議員から挙がった上記以外の団体等の例」の一番下、人権擁護委員、これは公明党のほうでも出させていただいたのですが、これは団体扱いにはならないですよね。

でも、やはり人権擁護という観点から見ていくという視点も、審査の段階でもあってもいいのかなというふうに思って出させていただいたのですが、ちょっとその点についての整理をお願いしたいと思いま

ます。

○議長（木原 宏君） 今の話ですと、ちょっと次のところ、推薦の依頼先は団体に限るか、団体に限らなくてもいいのかという部分に入ってくるので、そこまで広げて今御協議いただいてもいいのかなと思いますので、例えば一例として挙げていただいたのが、今、人権擁護なんかは団体ではないけども、そこが対象になるかとか、具体的に言えばそういうことですね、団体とするか、団体に限らなくても、団体とみなせるところだったら依頼してもいいのかどうかとかということですね。

○議員（稻橋ゆみ子君） そうすると、この読み取りになると、団体に限るか、団体に限らなくてもよいかというと、個人でいいということになると、個人の、この捉え方が団体に限るか、今の人権擁護委員は団体に限らないという人なんだけど、例えば団体に限らないというイメージがちょっと私には出てこないので、教えてください。

○議会事務局長（秋武典子君） 御説明が漏れておりました。すみません。

この米印で団体等の例というふうに出させていたいたいのは、団体を組織しているわけではないと。P連などは団体と言ってもいいのかもしれないですが、実行委員会などは、その事業の目的に一旦形成されて解散するものであるというところですか、あとは人権擁護委員はもちろん法務省から委嘱された、それぞれの個人の方なので、何がしかの肩書といいますか、位置づけを持った方という捉えでお出ししていただいたものを団体に限らないというところで入れさせていただきました。

また、先ほどの団体の話でも、団体に求める、団体から推薦していただくとか、あとは団体以外の方に求めるような条件といいますか、例えば人権に関する見識が高い方だとか、公共的な活動をしていらっしゃる団体や個人の方だとかという、そういう求めるものを出していただけると、おのずと議運のほうでも団体や肩書の方については絞りやすいのか

なというふうに考えたところです。

以上です。

○議長（木原 宏君） 団体とするか、ここに書いてあるとおり団体等とするかみたいなことなんだろうと思うんです。含みを持たせるかというようなところも、議運に選んでいただくときに、例えば守秘義務、あるいはジェンダーの観点で団体等から選んでくれというお願いをするのか、団体としちゃうのか。

団体とすれば、多分今、局長が説明したとおり、例えば実行委員会みたいに何かの目的のために結成されて、終わったら解散するみたいなところは団体とはちょっと含まれない可能性も出てくる。人権擁護も法務省の委嘱を受けてやっている個人とすると、そういうところも外れる。

「等」とすれば、そういうところも含まれてくるということ、包含してくるという考え方ができるのかなというふうに思いますけども、その辺ですよね、皆さんで御意見出していただいて、決めていただいているのかなと思います。

○議員（稻橋ゆみ子君） いろんなそういうふうに言われると、いろいろあるなと改めてなんんですけども、例えばもう一つ、今の実行委員会形式でやられているものもあったり、一つ子どもプランなんていうのは協議会をつくって、2年間という任期でやっているということでは、プランの進行管理とか、かなりいろんな議論をしているという、そういう取組はあるわけです。

だから、そういうものをみんなで確認するというところが、一つこれから団体、もしくは団体等というところはしていかないと、ちょっと議論を深めていかないとだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 恐らく議運で決めていくてもらうというところになって、例えばどなたかの委員が「こういう団体があるから、こういう形でこういう団体から選んだらどうですか」と言ったときに、

恐らく多分皆さん「そこなら」みたいなところで、多分そこで正しい判断がいただけるんだろうかなと期待するところなんんですけど、だから団体なのか、団体等として、ちょっと含みを持たせたとしても、申し訳ないけども、言い方になっちゃうけども、「初めて聞きました。どんなことをやっているか分からない。でも、聞いてみたら、いい団体だね、そういうところだったらしいんじやないの」とかという話になる可能性もあるしというような、そのときの議運のメンバーの判断みたいなのが出てくるのかなと思いますけども。

なので、大事なことは、次回になるのかもしれないんですけど、団体というのを広く定義するのか、ある程度審議会なんか調べてもらって、ある程度の定義があるなら、そういうふうに準じていくのかというのは、少し今日は多分調べがつかないので、そこはちょっとペンドィングにさせてもらって、議運に投げるときに、今、決まっているのは多分守秘義務、ジェンダーのバランスというのはお願いできるなど。

あと団体というのも、団体なのか、団体等にするのかというのを少しこの後、決めていただいて、その辺で決まれば、あとは広く取るのか、ある程度決めて取るのかというのは、次回で方向性は出るのかなというふうに思いますので、その辺でちょっと絞って、団体を団体等とするのか、どの辺までイメージするのかというようなところが出ていただけるといいのかなと思います。

○議員（稻橋ゆみ子君） そういう形で今は考え方を話として出す場なのかなと思うんですけども、少し気になることは、この団体を私たちの中で提案して、ここはいいんじゃないかというふうになったときに、相手がいるわけですから、もちろん依頼していくという、今まで公募なので、自らが公募、作文を出してという積極性があるんですけども、今度はこちらからその団体にお願いできないでしょうか、例えばそのときに女性はお願いできなくてしょうかとお願い型になってくる中で、一応政治倫理審査会

に参加するという今までの実態とか、こういうことがあったときはこうなんですよということも御説明して、お願いしていくという、その中で「いやあ今回は」みたいなこともあり得るということも含めて、私たちはそういう想定をして決めていくという、そういう理解ですよね。

○議長（木原 宏君） 恐らくイメージとすれば、そうなるんじゃないのかな。相手があることなので、議運で決めて、こういうところに依頼をかけましょう、説明して、依頼して、うちではとてもそれは例えば出し切れませんとか、受け切れませんということもある可能性もありますよね、それはこっちから依頼するわけですから。

○議員（頭山太郎君） 今、稻橋委員のお話を聞いて、そういうことも出てくると思うので、やっぱり団体の例えば団体等の実行委員会形式とか、協議会形式、その一つの目的のために集まっていらっしゃるのに、なおかつそこに全然違うこともお願いして、えっという感じになってもいろいろありますから、私なんかは今のお話を聞いていると、市で基準を設けて、つくっていらっしゃるであろう審議会の方たちとかの大きな団体の中で、順番ですみたいな感じで、次この中の順番でひとつよろしくお願いしますというふうにお願いしていったほうが、団体も大きいですし、いろいろ出していただけるのかなと思いますから、その基準がしっかりときっと行政側であって、審議会のメンバーとなっているわけで、このメンバーだって結構ありますからね。ここで2団体ずつ回っていただいて、順番ですとお願いしていくというやつだったら、今の稻橋委員が言ったような御懸念が解消されるのかなと今思いました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。何がしかの規定はかけるようかなとは思います。全く立川市で活動実績のない団体から選出するということはちょっと通常考えづらいと思いますので、大きく取るにしても、決めるにしても、ある程度何らかの決まりみたいなのは持たないと、多分決め切れな

いだろうというふうに、議運のメンバーとしてもフリーハンドで渡されちゃっても分からないので、ある程度その規定をつくって、ある程度そこに固くいくんだったら、ある程度団体を盛り込んじやってみたいな、ただ盛り込むとすると、多分盛り込む段階で確認を取らないと、勝手に推薦団体の一覧みたいなことをつくれないでしょうから、やっぱり今の段階だと考え方で、こういうある程度の決まりの中で、そのとき議運で決めてもらうというような形を取らざるを得ないのかなと思うんですけども。

○議員（山本みちよ君） 確認です。委員の任期、一応2年ということで、8月に切替え、私たち議員の委員の改選もちょうど7月ぐらいですかね、議運が新しくなるタイミング、2年間でしょう。新しくなったタイミングから人選を始めていて、間に合うのかなとちょっと時期的なもののスケジュールが見えないなと思ったのですが。

○議長（木原 宏君） 間に合うようにやっていくということですね、多分。

○議会事務局長（秋武典子君） 御指摘いただいた、そのことに気がついたところなんですけれども、議運メンバーは替わられても、議運という組織はあるというふうに、会議体としてはあるというふうに考えさせていただいて、その前段から準備を始めていただいて、そこまでに決まらなかつたものについては、次の会議メンバーに引き継いでいただくということになるかなというふうに想像いたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 議論も出尽くしてきたので……。

○副議長（高口靖彦君） あまり意見を言うつもりなかったんですけど、団体については、頭山委員に近い私の考えです。本来公明党では団体を固定すべきだと。毎回毎回新しいメンバーで話し合うとまた大変だろうということで、うちとしては人権擁護委員として、もし人権委員の方々に、人権擁護委員会というのかな、そういうところにあらかじめお願

いしておいて、めったにあるものではありませんと、万が一起きたときだけどうかお願いしますみたいな最初からお願いしておいて、人権擁護委員、その名前の方からして、平等に公平にしていただける方々だろうと思われるので、そういう形である程度団体等をピックアップしておいて、あらかじめ団体等にお願いしておくという形で、頭山委員が言われたように回っていくみたいな形が一番いいのかなというふうに私は思ったものです。

それから、ジェンダーに関してですが、私はジェンダーレスだと思っていますので、その団体等が推薦されてきた人格者をうちらがどうこう言うわけではないので、それが男性であるとか、女性であるとか、私はそこのほうがむしろおかしいんじゃないかというふうに思っているので、もしそこを考えるのであれば、有識者のほうに3名いらっしゃるので、そこで考えてやればいいのかなと。団体等にお願いする際には、単にお願いするという形でいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） 今、副議長のような御意見もあるということでございますけども、重ねて何か御意見がございましたら。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 団体についてなのですが、企画に先ほど問合せをしたら、団体の定義は立川市はしておりませんとのことでした。再度確認して、また電話をしてくれることになっていますが、恐らくそういうものはない、定義はない。ちょっと調べたところでは、生涯学習推進センターの社会教育関係団体、先ほど話題になりましたけれども、それは例えば8人以上である、構成員の2分の1以上が市内に在住・在勤・在学、それからまたボランティア・市民活動たちかわの団体登録については5人以上など、やはりその団体のことを考える主体の団体によって、その内容は変わってくるものと思われます。

以上でございます。

○議長（木原 宏君） 貴重なことを迅速にお調べいただきありがとうございます。

○議会事務局長（秋武典子君） この場で答えが出るものではないかと思いますので、今回のところでは、団体という形に明確に縛りをかけていくのか、それとも人権擁護委員のようなちょっと含みを持たせた形にするのかというところを御決定いただきまして、今後、来年の改選の時期に向けた選定のところにおきまして、議運のメンバーだけでお決めになることではないと思いますので、またそこで意見聴取をしっかり議会内でしていただいて、その時点で今期の市民委員についてはこのようにしていこうということで、トライ・アンド・エラーではないですけれども、こういうやり方をした、うまくいった、うまくいかなかった、なかなか難しかった、じゃあ次の期のときにはどうしようかということで、また2年後お考えいただくとか、そういう流れに持つていけるとよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木原 宏君） 今、局長が案を出していただいて、改正上、その考え方、骨子だけきちっとしていれば、実務の部分はそのときでも大丈夫というようなことだろうというふうに思いますので、団体とするのか、団体等とするのかを決めていただけるとありがたいと思います。含みを持たせるのか、団体としちゃうのかということです。

○議員（稻橋ゆみ子君） 今、局長がおっしゃったような内容で賛同です。それで、やっぱり多様なということでは、団体等ということでいろんな人選をこちらで議論しながらお願いしていける幅を広げたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。

○議員（頭山太郎君） 私も団体ということは基本ですけども、先ほどあった人権擁護委員、これは個々にということですけども、人権擁護委員会の連合会があって、協議会があるわけですから、多摩で

も三つ協議会があるので、立川はいざれかの協議会に属していると思いますので、その協議会の部類の立川の支部に依頼するということであれば、団体に入ると思いますから、人権擁護委員を入れるということいいと思いますので、その意味での「等」ということでいいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに。

公募市民をなくして、こういう形を取っておりますので、なるべく広く対象にその団体が広がるといいなという思いもありますので、団体等という形にして、決め方について、先ほど副議長からも貴重な御意見をいただいて、これから有識者のこともありますけど、そのときにジェンダーのバランスというのも出てくるのかなというふうに思いますが、その辺については実務の部分で決めていくということで、団体等という形でいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、有識者でございます。どの属性の方に依頼するのかということで、ここで事務局から例示がされているところでございますので、ここの部分について、有識者という考え方、どのように整理していくのかお示しを、御意見をいただければと思います。

大体思いつくところはこういうところなんだろうなと思いますけど、これでよろしいですか。上から三つですかね、弁護士、行政法の地方自治に詳しい研究者、行政法の地方議会の実情に詳しい研究者、この三つから有識者を選ばせてもらうということでよろしいでしょうか。

○議員（稻橋ゆみ子君） その内容でいいんですけども、ここのところで元議会事務局職員ということがこの前、議論になったと思うんです。そのことにメリット、デメリットがあるんじゃないかという指摘があった中で、ここに今、米印に書かれているところは、議会の事情を知っている人が必要というのであれば、政倫審の事務方として議会事務局が入

るので、議会事務局からのサポートは可能ということであれば、元立川市に存在していた方ということをあえてそこに参画するというところがどうなのかというところも少しここで議論して、確定していくのがよろしいのではないかというふうに思うんですけど。そこまで、そこの議論があった中で、入れるか入れないかというところはここで……

○議長（木原 宏君） 入れなければ、多分「ただし」みたいな形で「元職員は除く」みたいになるんでしょうから、何も書かなければ含まれる、サポートも可能ということもあるので、その辺のところで御意見いただきてもいいかもしれません。

ほかに御意見があれば。こだわらないということでもいいんですかね。

○議会事務局長（秋武典子君） この有識者の欄につきましては、上から5の属性を示させていただけておりますけれども、そのうちから三つ、3人という方でお願いしたいと思っておりますので、適していると考えられる属性をお三方分、推していただきたいというふうに考えております。

○議員（頭山太郎君） 私は、弁護士は法的なこともありますから必須だろうと思いますし、あと研究者というのはどういったあれから入ってきているのか。今まで元議会事務局の経験者、副会長いらっしゃいましたけど、研究者というのは、3人になったから新しい部類ということなんですね。

○議会事務局長（秋武典子君） これまで専門職という方ですと弁護士だけお願いしていたんですけども、弁護士の中でも必ずしも地方自治の制度ですか、地方議会というものにお詳しい方ばかりではないというか、なかなかそちらを専門にされている方というのも少ないということで、法的なものでも特に行政法や行政学のほうに詳しい方というのに入っていただくと、適切な御判断がいただけるのではないか、適切な解釈がいただけるのではないかということで、駒林先生のほうからのアドバイスでもいただいておりましたので、事務局としても挙げさ

せていただきました。

以上です。

○議員（頭山太郎君） そうしますと、大学の教授とか、そういうところを想定されているんですね。この五つの部類の方から3人選ぶということでおろしいんじゃないでしょうか。ですから、弁護士は必ず入っていただいて、行政法・学関係の方から1名で、現状、事務局の状況を知っている本市、他市の方から1名ということで、3名でよろしいと思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はありますでしょうか。

○議員（上條彰一君） 注書きのところは、要は本市の元議会事務局のメンバーということになると、政倫審の事務方として議会事務局が入っているので、議会のサポートというのはできるんだということで、要はこれを外してもいいという意味ですよね。

私も実際の政倫審の審議などをして、やっぱりやりづらいだろうなというところをいろいろ感じましたので、客観的な立場とかで物を言うということになれば、本市の議会事務局で実際に議員を知っているということになって、いろいろどちらかというと、議会事務局の皆さんには議員のいろんな依頼があれば、粉骨碎身で一生懸命頑張っていただくという、そういう関係になっていますから、議員に対していろいろ物を言うというのは相当な覚悟で言っておられるのかなというのがありますので、そこは外しておいて、残りのところで委員を選ぶというのがいいんじゃないかなと思います。

それから、弁護士のほうは、弁護士会のほうに依頼して、推薦を受けるということになっているわけですね。だから、問題は行政法とか、行政学ということになると、どういうふうなことで選考するのかというのは、一ついろいろ議運の皆さんのかなりそれぞれの先生方の論文だとか、そういうのも含めて選ばなきやいけないということになると、逆になかなか大変なんじゃないかと思いますけれども、し

っかりとした人選なりをしていただければと思いますし、今期でもこの間、法政大学の先生でしたか、非常に議員の質問の問題だとか含めて、結構議員サイド、また職員サイドでの思いなんかも捉えて、いろいろ物をいろいろ調べておられるなと思ったので、そういう議会といろいろ関係を持っている先生方の中から選ぶというのも一つの手としてはあるのかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） まさに最後の部分は駒林先生みたいな方に入っていただくというようなイメージなのかなと思いますけど。

なので、今の御意見だと、本市の元議会事務局の局長、次長は外していったほうがいいんじゃないかというようなこと也有って、確かにそういった側面もあるにはあるのかなと思うんですけども、まずはそこを入れるか入れないかだけ、まずは

○議員（稻橋ゆみ子君） 本市の元議会事務局長、次長と他市の元議会事務局次長、課長という、こういうふうに二つ、2項目なっているんですけど、あえてやはり事務局に関係していた方を参画するということは、政治倫理審査会の中で基本になっているというか、そこもお聞きしたい。

審査会の中への参加としての位置づけが、もちろんいろんな事務局の状況で議員の状況なんかもよく把握されていることは理解できるんですけども、そのあたりのことをちょっと教えてもらえますでしょうか。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 今まででは学識経験者枠です。今まででは確かに昔から事務局の次長、または局長が入っていたのは事実ですが、学識経験者であれば、別の方でもよろしいのかなと思います。

以上です。

○主任（小林直岐君） 他市の事例でいいますと、議会事務局長がメンバーというのを見かけたのは、今、駒林先生がお話しされていた尼崎市の例のみでして、それ以外については見たことはないです。

以上です。

○議長（木原 宏君） ということは、必ずしもそこが望ましいということではないということなのかな、考え方とすれば。だから、もちろん入れても、皆さんのが入れるという判断になれば、それでもいいんですけども、ここは外しましょうということでも特に問題はないということです。

○議員（稻橋ゆみ子君） 駒林先生の今、尼崎市のことろに関わられているところでの今のやり取りの中で、その参加のところでの御意見なんか、今まで何かあったでしょうか。議会事務局の方が参加しているということでの今のケースとしては少ないというお話だったと思うんですけども、駒林先生から参加するということにいいとか、何かそういう御意見などが今まで出たことは何かありましたでしょうか。

○主任（小林直岐君） 尼崎市の例はですね、まず尼崎市は事案ごとに委員を選ぶという形を取っているので、そこで前提が違っているところも含めてお聞きいただければと思うんですけれども、事案が政務活動費の不正に関する事案でして、それについて同じような案件で一度議会で問題になったことがある他市の議会事務局の元局長をピックアップしてきたというふうに聞いております。

なので、とりわけその件に関してはその方が適材適所であったというようなことだったと思いまして、一般論としてということではないかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 事由、理由があつてということなんですね。

○議員（稻橋ゆみ子君） ありがとうございます。そこがすごく今よく分かりました。やっぱり政務活動費のことというのは、議員と一番やっぽり近い距離でいろんな整理もしていたりとかということが、よくやっぱりいろんなこういう政治学の専門とか、そういう方じゃないほうが適正なわけですから、そういうときに参加していただくというのはすごく意

見としては、いろんなきちっと見立てをしていただけるというのがあるのかなというふうに思いました。

今ね、そうなってくると、例えば事案ごとにということが、その時々にそういう人選をすることが可能なのかどうかということは、ちょっと今まで考えていないかったんですけども、確かに事案が例えば政務活動費のことであれば、議会事務局の方に参加していただくという他市のいいかもしないし、でも一方では、議会事務局の方たちがよく政務活動費のことを知っている方が事務局になっていらっしゃるので、そこで対応できるのかなと思うんですけども、その人選が事案に関係してということを私たちも考えるかどうかということ、ちょっとその考え方だけお聞きします。

○議長（木原 宏君） 恐らく事案ごとに考えることは、起きるかどうか分からることに対して備えるということは、なかなか難しいのかな。前提とすれば、開かれてはいけない会議なので。ですので、多分なので弁護士というのは、多分法律にいろいろ考えが出てくるので、広くそこをカバーできる方、あるいは研究者というのも、地方自治、あるいは地方議会というのに詳しい研究者の方であれば、恐らく政務活動費のことも地方議会を研究されている研究者の先生であれば、政務活動費のトラブルで事案が上がってきても恐らくカバーできるはずだらうというふうに思いますので、なのでこの辺のところでカバーしておけば、どんな事由で政治倫理審査会が開かれても有識者としてカバーできるんだろうというところだらうと思います。なので、ある程度先に、先にというか、決めておかないといけないのかな。

○議会事務局長（秋武典子君） すみません、補足させていただきますと、立川市の条例の場合は、常設型の政倫審ということで御決定いただいて、条文を作成しているところですので、尼崎のように隨時アドホック型と駒林先生はおっしゃっていましたが、事案が発生したら審査会を設置という流れには、今

からですとちょっと持っていくことは難しいかなというふうに考えております。

○議長（木原 宏君） ということでございます。

○議員（稻橋ゆみ子君） 分かりました。今の局長の説明で、うちちは常設型ということですから、そう考えますと、弁護士と、やはり地方自治とか、そういったことにお詳しい政治学が専門、それから法律学が専門ということで、それぞれ専門職の方に参加していただくということでいいのかなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○議員（山本みちよ君） 皆様もおっしゃっていたように、やはり事務局関係はサポートの部分で入っていただくところでできるかなと思いますので、弁護士は外せませんし、学識として、行政法・学の先生方を入れるということでよろしいかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

本市、他市の議会事務局経験者みたいなところはどう整理をつけますか。そこは入れなくていいということですよね、今の話ですと。

整理させていただくと、弁護士、あるいは行政学のお二方の地方自治、あるいは地方議会に詳しい研究者の中から人選していくということでよろしいでしょうか。

○議員（山本みちよ君） 内容はそれでいいと思うのですが、1点確認で、先ほど上條委員のほうで有識者の選定は議運でやるようなお話をあったかと思うのですが、私は事務局でここの有識者は決めていただくななどと思っていたので、そこの整理をお聞きしたいと思います。

○議会事務局長（秋武典子君） おっしゃるとおり、専門家につきましては、こちらのほうから今は弁護士会と、あとは学識経験枠ということでOBにお願いしていましたので、それぞれ当たっております。

今後の決め方になりますと、もちろん事務局のほうでどういう方にお願いできるかというところを探

しまして、御依頼をかけていくという形になりますが、その都度、御相談させていただきながら、御意見を伺いながらという形にはなるかなというふうに思います。

以上です。

○議員（稻橋ゆみ子君） 確認というか、先ほどからジェンダーの視点でということのバランスとしては、ぜひ専門職の方もそういう想定の中で人選をお願いしたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 例えば弁護士については、市内でなくても構わないということでよろしいでしょうか。

1個前のところに戻ってしまうのですが、②の団体の具体的な候補のところで、ほとんどのここに挙げています団体は市民の方で構成されていると思われるのですが、一部市外の方でも構成されていると思われるような団体も名前が挙がっていまして、その場合は市民ということでお間違いなかったですか。分かりました、ありがとうございます。

○議長（木原 宏君） その部分は当然市民でないと、なかなか地域事情というか、まちの事情も分からぬでしようから、立川市民というのは前提になってくるということでお願いできればと思います。

今のとおり確認が取れましたので、基本的に有識者は弁護士、あるいは行政法を学んだ方と研究者の方と、あと行政学を学んだ人のお三方、3項目言っていいんでしょうか、カテゴリーの中から有識者をお願いしていくと。

選び方については、事務局で、弁護士のほうは弁護士会の皆様方に今までどおりできるのかなと思いますし、研究者の皆様方にはこれから事務局のほうで少し当たる道筋をつけて、都度委員に相談して決めていくというような形になるのかなというふうに思いますけども、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、意見がまとまりましたので、日程2の政倫審委員は終了とさせていただきます。

条例・規則の条文案

○議長（木原 宏君） 続いて、日程3、条例・規則の条文案を議題といたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 次に、条例・規則の条文案について御説明します。

条例案が資料2、規則案が資料3、様式の案が資料4です。あわせて御覧ください。

資料1の（1）前回からの変更の概要ですが、条文案の赤い文字の部分が8月2日以降の変更点です。条文案ですので、資料2、3等も御覧いただきながらですが、条文案の赤い文字の部分が8月2日以降の変更点です。赤い文字の部分を中心に問題がないか、御確認をお願いいたします。

また、資料4の様式の案を新たに作成しました。今回の会議の後にも随時御確認いただき、修正点があれば御連絡ください。

なお、スケジュールの都合上、今後の修正はメールでの御報告とさせていただきます。

次に、前回の条文案からの主な変更点を順次御報告いたします。

まず、資料1、（2）の署名の規定です。

これは条例第9条に規定している市民が審査請求する際の署名のことですが、これまで検討が漏れておりました。

市民の500分の1の署名について、署名者が選挙権を有する者であるかを厳密にチェックするため、選挙管理委員会事務局に確認を依頼することが必要です。そのことを踏まえて、署名簿の様式を追加しました。

また、条例第10条に2項を新設し、選挙期間前の一定期間は、署名集めと審査請求書の提出を認めないこととしました。

これは地方自治法のリコール請求等の規定と合わせたものですが、リコール請求の署名の場合、選挙及び署名集めの適正な実施を確保するため、選挙前の一定期間は署名集めが禁止されています。

なお、禁止の期間は地方自治法に定めがあり、選挙によって異なります。おおむね任期満了や解散などの選挙の理由が発生した日から投開票日までが署名集めが禁止される期間ですが、詳細は割愛します。

また、選管が署名をチェックするには、ある程度の時間がかかることも想定されます。しかし、審査請求の提出から結論を出すまでの標準処理期間が100日となっているため、署名のチェックが後々のスケジュールを圧迫しないよう、第19条で署名簿の有効性の確認をする期間は標準処理期間に算入しないこととしました。

署名については、このとおり修正してよろしいか、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 報告は以上のとおりでございます。

それでは、網かけの枠内の検討事項について、皆様方の御意見をいただきたいと思います。署名について説明がございました。規定をしましたので、このとおり修正していいかどうかということを御協議いただければと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（秋武典子君） 次に、（3）でその他の確認を要する点を列挙しています。

まず、第3条第1項第3号について、補助金その他の給付の決定もしくは請負その他の契約に関して、有利または不利となる働きかけをしてはならない市の関係団体について、規則で定めるとしていました。

この規則で定める内容について、事務局で検討することとしていましたが、むしろ削除したほうがよいのではと考えております。

理由は、規則で団体を明記しなくても誤解なく読めること、逆に規則で団体を明記すると、明記した

団体以外はよいのかという誤解を生むおそれがあること、条文に明記すると、団体の増減や名称変更のたびに規則の改正が必要となることです。

以上により、条文からは削除し、逐条解説で例示すればよいのではないかと考えております。

次に、第8条第3項、第4項です。

前回会議では、秘密を漏らした政倫審委員を解任できるとしていましたが、先生のアドバイスを受けて、解任できるとした第3項、第4項の規定を削除しました。

理由は、条文に明記しなくても任命権に基づいて解任できるため、またそれにもかかわらず、あえて解任を規定するのは不自然で、委員からしても重荷であるためです。

次に、第16条第2項です。

前回は、審査対象議員の意見陳述の機会に関して、「審査対象議員に対する適正手続の保障に努めなければならない」という記載にとどめておりました。

しかし、先生のアドバイスを受けて、想定している手続保障の具体的な内容として、補佐人などを列挙しました。

なお、ここで言う手續保障は、市民を対象とした行政手続条例のレベルまでは求められないため、審査会に裁量を残し、努力義務としています。

その上で、逐条解説には、行政手続条例の趣旨や事案の性質、審査の期限、真実解明の要請など、諸般の事情を考慮して手續保障すべきものであることや、手續保障に欠けているところがある場合、後に審査対象議員からの反論を受けることになり得ることを記載します。

次に、第17条第2項です。

前回会議では、審査対象議員が議員ではなくなったときは審査を終了するとしていました。

しかし、先生のアドバイスを受けて、「審査を終了することができる」としています。理由は、事案によっては、議会の今後のために審査を継続すべきこともあり得るためです。

そのため、審査対象議員が議員ではなくなっても、条例の目的に照らし、審査を継続すべき理由があれば継続することになります。

逆に審査対象議員が議員でなくなったことにより、審査を継続する実益がなくなった場合には、審査を打ち切ります。これらの判断は審査会に委ねます。

以上の前回までの決定を変更する修正について、今回の案のとおりとして問題ないか、御協議をお願いいたします。

また、その他の修正箇所に関しても協議すべきことがあれば、御提示をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

(3) のその他の確認を要する点の部分で今、順次御説明がございました。前回までの決定を変更する修正について、事務局案のとおりとしてよろしいかどうか、その他の修正箇所についても協議することがないかどうか、御確認いただきたいと思います。その上で御意見があればお出しいただきたいと思います。

○議員（上條彰一君） 変更については、これで問題ないと思います。

その他の修正箇所の関係ですが、頂いている条例案の赤字の部分の関係なのですが、19条のところに、ページ数としては11ページになりますが、「議長は、審査請求書等がその事務所に到達した日から」とありますが、「その事務所に」というのが「事務局」なら分かるんですけど、「事務所」というのはちょっと文言としてどうなのかという、そういう疑問ですけれども。

○主任（小林直岐君） これは行政手続法の申請の文言から取ったところでして、ある種、行政の申請に関する定型文みたいな形になっているところで、そのまま持ってきたものです。それとの類似性を読み取っていただくために、全く同じ文言としたところであります。

以上です。

○議長（木原 宏君） 「事務局」のほうが分かりやすいということですね、多分。

○議員（上條彰一君） 行政手続法の場合には、それぞれの部局とか、そういうところの関連で「事務所」という文言を使っているんじゃないですか。だから、この場合で言えば、やはり「議会事務局」というふうにしておくほうが分かりやすいのかなと、そういうことで考えたんですけど。

○主任（小林直岐君） 行政手続法で「事務所」となっているのが、解釈が正確でなかったら申し訳ないんですけども、物理的に到達したという意味合いにした文言だと捉えられるものでして、「事務局」というふうにすると、組織に到達したという形になるんです。

それで、組織に到達しなかったみたいな、受け取らないみたいなことが横行していたので、なので物理的に例えば郵便で届いたとか、窓口に来たとか、物理的に来た段階でそれは届いたものとすると。来たけど、受け取っていないみたいな扱いは許さないというふうにしたために、こういう場所、組織ではなくて、物理的な場所を規定したのではないかというふうに考えられます。

そういうこととの類似性ではあるんですけども、ただそれがこの場合に当てはまるかどうかはまた別かもしないので、ちょっとそこはもしよろしければ御検討いただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。なかなか微妙なところなんですね。組織なのか、物理的場所に届いたことという判断なのか。行政用語、用語とするなら、そのままでもいいと思うんですけども、いかがですか。

○議員（稻橋ゆみ子君） 行政用語はこういう条文とかで入れざるを得ないということは多分あると思うんですけど、これをまた逐条解説にというのはちょっと違和感あるよね。説明、「事務所とは」みた

いな、文言の説明になっちゃうと、ちょっとまたおかしいよね。すみません、どうなんでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 逐条解説の中には、手続の流れといったものもお示しする形にはなるかと思いますので、そこでは立川市の議会事務局ということが明示される形になるかと思います。

以上です。

○議員（稻橋ゆみ子君） 手續上の表記するところに、そこが括弧ここに示している事務所ということなんだみたいなことがちょっと書き添えると、つながりが、それ分かるのは私たちだけか、ちょっと分からぬけど、そういうふうにちょっと丁寧にやると、少しちょっと私も事務所ってどういう意味なんだろうというのは引っかかったのは事実なので、ぜひちょっと分かりやすく表現できるとお願いしたいなと思います。

○議員（上條彰一君） 例えば「審査請求書等が市議会に到達した日から」というふうにすれば、事務局とか、いろいろ誤解を生まずに、すれば、あれは生まないんじゃないですかね。要はこれを読んで、我々議員ももちろんんですけど、市民に分かりやすいということになれば、そういうふうに文言はしておくというのが非常に分かりやすいと言えば分かりやすいと思います。

○議長（木原 宏君） だから、変な話、議長が確認していなくても、物理的に届いた段階から100日という意味ですよね、多分ね。例えば議長がね、事務局に届いても「見ない、見ない、見たくないから見ません」と逃げ回っていたら、受け取り拒否みたいなことになっちゃうということでしょう。そういうのがあったから「事務所」、物理的到達という意味で「事務所」というふうな形なので、（「ポストにすればいい」と呼ぶ者あり）「そのポストに」なんてもっと分からないよ。

○議員（山本みちよ君） 一般市民の方にとって「事務局」と「事務所」の違いがどこまで読み取れないとなるのか、ちょっとそこもあるかな。

○議会事務局長（秋武典子君） 今後、これは文書法政課のほうにも見てもらう形になりますので、市民の方に分かりやすくというのも一方あるんですけれども、ただ条文として誤解のないようにといいますか、そこがないようにというところも気をつけなければいけませんので、先ほど小林が懸念したようなことが発生するおそれがある、「事務局」とするとそういうおそれがあるのではないかという指摘があれば、それは「事務所」のままにしたほうが適正ということになりますし、そのフォローのためにも逐条解説で分かりやすい解説に努めるということで、お預けいただけたとありがたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） なかなか悩ましいところでありますけど、ちょっと確認していただいて、何となく議長の事務所に届いたところからなんていうふうに読んじやう人もいるのかなと、市民とすれば。議長は政治家なので、事務所はないですから、自宅になっちゃうので、困ったな、事務所を造るようかなっていう形にもなるので、その辺のところは確認していただいて、特にやっぱりこういうことにしておかないとうまくないということであれば、このままいきましょう。よろしくお願ひいたします。

ほかに。

○議員（山本みちよ君） 会派の中でちょっと2点ほどありましたので、第9条3項になります。「審査請求の当該違反を認める行為があった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」という条文に対してなのですが、「行為があった日または終わった日から1年」ということで、例えばこれは多分議論もあったと思うんですけども、行為があったことを知った日からという規定は必要ないのかという御意見がありました。

1年以内に知り得ないということを例えれば認めるような処理の形として、正当な理由というのが最後のほうにありますけど、ここで処理するという方向

で解釈していいのかどうかというところの指摘が1点ありました。

もう1点が第16条の審査対象議員の努力義務というところです。3項のところには「証拠資料を提出することができる」とありますが、一方で、その前段の2項では、審査会の判断がないと文書等の閲覧ができないというのは、審査される側にとって公平と言えるのかという点が指摘を受けまして、手続保障の努力義務になっているけども、義務ではなくていいのかといった視点からのお話がありました。

以上、2点です。

○主任（小林直岐君） 今のところ補足させていただきたいと思うんですけれども、まず一つ目、第9条第3項の「行為があった日または終わった日から1年」ということなんですけれども、これは議論のポイントとしては、あくまでも1年、行為があった日から1年で区切るのか、それとも何か正当な理由があれば認めることができるのかというところで、まずどちらにするかということで分かれるかというふうに考えております。

「正当な理由」というところなんですかね、この文言については地方自治法の住民監査請求の規定から持ってきてているものでして、住民監査請求の場合は、正当な理由があった場合には1年を超えたものでも認めることができるというふうにしているんですけども、これは本人が例えば知らなかつたとかというのではなく、例えば行政によって隠されていたものが1年たつた後から明るみに出たとか、どう努力しても知り得なかつたものが後から分かつた場合に例外的に認められる、あるいは災害とか、客観的な事情でというような形のものが想定されているものであります。

そういったことも踏まえて、ただ1年に区切っているということの趣旨という意味でいうと、一つ目が行政の行為を不安定な状態に置き続けることが適切ではないということと、あとは次に時間がたてば証拠がなくなっていて、だんだん適正な審議ができ

なくなってくるということと、あとは期限を区切つておかないといつでも出せるというふうになってしまふので、早い提出を促すというようなことが考えられます。

以上を踏まえて、これがあくまで1年なのか、それとも理由があれば1年以上というふうにするのか、1年以上でも認める場合にはどういった形になるのかということをまた議論いただくような形になるのかと考えております。

次に、第16条のほうですけれども、これも前回の駒林先生のアドバイスも受けて、努力義務という形で、それで幾つか行政手続法で考えられる手続保障を列挙した上で、それぞれ保障するよう努めなければならないという形になっているものです。

その場合、レジュメにも書いていたところなんですけれども、手続保障は政倫審の判断でないこともできるということになります。しない場合には、もちろんなぜしなかったのかということで、後で審査対象議員から意見が出てくる可能性もありますので、それも踏まえてということになりますので、必ずしも政倫審が自由に、自由にといいますか、恣意的な判断でといいますか、手續保障しないということができるわけではないんですけども、ただあくまで努力義務にとどまるという限界があります。

他方で修正するとしたら、性質上、可能な限り手續保障しなければならないというような、例えばそういうような文言に規定しておけば、手續保障は原則すると。しない場合には相応の理由が必要だと。

ただ、あらゆる場合に性質上、不可能な場合ですか、そういったようなものについてまで全て保障する必要まではないというような形で表現できるのかなというふうに考えております。

なので、努力義務にするのか、それとも義務にするのかということで、その視点で御検討、御協議いただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） まず、9条の3項、1年と

厳密にするのか、あるいはというところです。

○議員（山本みちよ君） 今、御説明いただいたところで、あくまでも1年で、知った日から1年で切ると。それを知り得なかつたことは正当な理由として処理する可能性もあるけれども、その正当な理由になるには、さっきおっしゃったように、どうやつても知ることができなかつた状況の中であれば可能だという読み方をするというところでいいんですか。

○主任（小林直岐君） やむを得なかつた場合には1年を超えてもいいのか、それともあくまで1年とするかという、そういうことになります。

○議長（木原 宏君） 原則で1年で切っちゃうのか、あるいはやむを得ない事情ということで認められれば、その限りではないというものを残すのかということで御議論いただければと思いますけども、そのまでいいのかな。

○議員（稻橋ゆみ子君） 今は条例のところで今順番に議論しているんですよね。これが逐条解説のところで、すみません、ここの中で審査請求は事案があつて、事案に対して、事案が当該違反を認める行為があつた日または終わつた日から1年経過したという、その間のものしか取り扱わないというのは原則にしているということなんですね。

そうすると、例えば今回の事例は、その期間のものになるというよりは、少し遡るというところになる、流れとしてはなる部分があるのかなというふうに私としては捉えているんです。

ですから、でもやはり遡ったとしても、そのことが政治倫理としての市民側から見たときにどうなんだというところになったときに、その期間を請求したときからその事案があつたものが1年以内という限定をするということですね、この意味は。

○議長（木原 宏君） ただ、それはまさに正当な理由があれば、1年以上たっていてもその限りではないということになるんじやないのかなと思うんですけど。

○議員（稻橋ゆみ子君） そうすると、その正当な

理由を審査請求した側がこういう理由でということを申立ての中で求めて、皆さんがそこに同意できれば、それは取り扱うという理解でいいんですよね。

そこがだからこのところで読み取れるというか、先ほどのだからちょっとこの限りではないということでは、そこに含まれると思うんですけども、先ほどの説明では、この限りではないところは、災害とか、何かアクシデント的なことがあった場合として、ちょっと説明があったものですから、そこは……

○議長（木原 宏君） 逐条解説に入れてくれということ。

○議員（稻橋ゆみ子君） 逐条解説でそこはどういうふうに捉えるのか。今回の事案は、取り扱うものは適正だったというふうにもちろん思っているんですけども、期限をね、当該違反を認める行為があつた日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないというふうに一回定めているわけですから、それでただし正当な理由があるときはこの限りではないという、このまま読み取れば、正当な理由があればいいんですよというふうに捉えればいいんだというふうに思うんですけれども、すみません、ごめんなさい。

○議会事務局長（秋武典子君） 補足させていただきますと、期限を切った以上は、その1年というところは守っていただきたい。だが、知らなかつたということがちゃんと説明できるということであればという考え方に基づいています。防ぎたい事例としては、周りの方はみんな知っている、お付き合いのある方はみんな知っているけれども、いや私は知らなかつたから出せるんだというところはぜひとも防ぎたいというところあります。

また、行われた、審査請求したいんだというところから関連して遡っていってしまうということは、審査の中では出てくるのかなというふうにも考えられますので、ただずっとあったことが終わって1年たつたけれども、なかなか出せなかつたからという理由では、なかなかそれは認められないのではない

か。そこは1件別に御判断させていただく、御判断していただくことになるかというふうに考えております。

以上です。

○議員（頭山太郎君） そうすると、今、稻橋委員がおっしゃった今までうわさの域だったけども、それが証拠が出てきたから私たちは訴えたんですけど。分からなかつたことが、証拠が出てきたらいいということですね。証拠が今までなかつたのは、うわさの域で、うわさではみんなそうかなと思っていたけども、でも証拠が出てきたと。すごい証拠が出てきて、だから今回ということになったわけですから、それは正当な理由になるんじゃないかと思いますけど。

○議長（木原 宏君） まさにそういう御判断がされるのだろうと思いますけど、当然ケース・バイ・ケースみたいなところのちょっとデリケートな部分は多分はらんでくるのかなと思いますけども、何をイメージしていいんだか分からないんですけど、何らかの議員にまつわるうわさみたいなのがあって、決定的な何かそれを裏づけるものが出てきたとなれば、1年以上前のことであつても、そのときにそういう新たな事実というんですか、それを裏づけるものが出てきたら、そこから1年というんですか、その限りではないということに含まれる可能性は当然あるんだろうと思いますけど、具体的なことまでここでいきなりは言えないんでしょうけど、そういうことだろうと思います。厳密に1年とすれば、そういうことはないですね、逆に。「ただし」をつくらなければ。

○議員（上條彰一君） だから、行われている行為によって随分違うんだと思うんです。いろいろ1年以内に行われて、実際に市の職員に特定の人への利益供与を求めるようなことを市の職員に圧力かけてやつて、その時点ということが行為として行われて、しかしそれは職員の訴えなり、いろいろされて、明らかになってくる場合もあるし、ほかからこんなこ

ともあるんじゃないかということがあってということもあるんでしょうけど、今回のケースのように金品の授与がされて、さらにその金品に伴ういわゆる贈与税の支払いまで全部払わせていたという、そういう事例だから、ずっと引き続いて行われているということになるので、ある意味それだけ大変な問題だったんだということですから、そういうかなり事例なんかもできるんだというところが分かるような逐条解説にしていくということで、機械的に1年たつたらもう取れないということではないというふうにすればいいんじゃないかなと。

そういう意味では、ただし正当な理由があるときはこの限りでないというのがかなり文言として重要なってくるというふうに読み解くことなのかなと思いますけど。

○議長（木原 宏君） 今の議論を聞くと、9条の3項は、ただし正当な理由はということは、これはつけておく、1年で切らないで、これも残すと、このままでいくということでよろしいでしょうか。基本的にこの文言なんだけど、日本語とすれば、そういうふうに書かざるを得ないんじゃないかな。原則は1年。

○議会事務局長（秋武典子君） 逐条解説の書き方ですが、先ほど小林が申し上げたように、例えば隠蔽されていたであるとか、災害等のトラブルがあったとかということをお示しする程度に、とどまるかなとは思います。あまり詳しく書きますと、だったらこの理由で大丈夫でしょうということが出てきかねませんので、まだ議運に上がってきていない、議運で判断するところまで至っていないことを逐条で上げるというのはなかなか難しいので、できる範囲で書かせていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） この9条の部分についてはよろしいですか。

次が16条の3号。

○議会事務局長（秋武典子君） 先ほどの御意見の

繰り返しをさせていただきます。

16条3号のところで審査対象議員は証拠書類を提出することができるというところで、権利がある程度認められているんだけれども、その前段、2項のところで文書その他の閲覧については努めなければならないという努力義務が審査会に課されているだけで、審査会の判断ではできないこともあり得ることになっているので、これを努力義務ではなくて、義務化してはいかがかという御意見でした。

事務局からの御説明としては、義務とすべきという御意見をいただきましたので、性質的に可能な限り保障しなければならないというような文言に書き換えることは可能ではないかという見解です。

以上です。

○議長（木原 宏君） ちょっと皆さん、読み込んでいただいて。

○議員（山本みちよ君） 審査会の判断がないと閲覧できないという部分に、要するに審査会の判断でこれは見せられませんとかいうところが本当に公平と言えるのかというような点でした。

○議会事務局長（秋武典子君） 確かに御指摘のとおり「努めなければならない」とすると、努めないとどうしますか、しないこともできるというふうに読める条文ですので、一般的に考えれば、手続保障に努めなければならないとあれば、努めるであろうということで書いているんですけども、より一步進めて強めるということで御意見をいただいているところです。審査会は文書閲覧その他性質的に可能な限り手續保障しなければならないとか、そういった文言があるかなというふうに考えます。

○議長（木原 宏君） というところでございます。努めるとなると、努めない場合も出てくるのではないかという心配なんだろうと思うんですけど。しなければならないだと、一歩強いというか、それはしなきやいけないですよということになる。しないということが生まれなくなるんじゃないのかということです。手續保障しなければならない。努めなけ

ればだと、努めない場合も場合によっては審査会の判断で起こり得る可能性もあるでしょうということです。

○議員（山本みちよ君） さつき事務局のほうから、小林主任のほうから言いました「可能な限り」というところをつけるとかしないと、何でもかんでも多分これが証拠です、証拠ですというのも厳しい部分があるのかなというところなんですかね。

○主任（小林直岐君） 内容によっては、全て必ず認められるとは断言できないというところがあるということになります。そのため「可能な限り」というのをつけるということになります。

例えば文書の閲覧とかでも、例えば個人情報が書いてあって、相手方であっても見ることがさすがに難しいものであったりとか、あと補佐人もなぜこのケースでその補佐人が必要なのか理由が分からぬとか、そういういたケースもあるかと思いますし、なぜこのタイミングでとか、100人も申請があったとか、極端な例ですけど、ということも含めると、あらゆることが常に保障されるということではないかと思うんですけども、事案に応じて可能な限り政倫審が保障しなければならないというふうにしてあれば、少なくとも理由がなく申請を断ることはできないだろうというような形にはなるかと思います。

○議長（木原 宏君） 文言はお任せして、義務化の方面でいくということですよね、要は。努力義務じゃなくて、義務のほうで文言をつくると。（「とにかく受け入れる体制だということを示すということ」と呼ぶ者あり）保障していくということです。

今、山本みちよ委員から御提案あった部分に関しては、これでクリアしたところでございますけれども、そのほか御意見がございましたらお出しいただければと思います。

○副議長（高口靖彦君） 17条2項の審査を終了することができるというところの件ですけど、審査を継続した場合、ケース・バイ・ケースだと思いますが、その後の措置やその後のところをどこまで行う

のかということについては何も記載がないのですが、これをどうするべきかと思うのですが。

○議会事務局長（秋武典子君） 議員の立場を失ったということであれば、措置は議員に対してするものですので、そこに「できる」という規定がないので、することはできないというふうに考えておりますが、条文に示すというよりは、ここで審査をそのまま継続して結論が出て報告が出たというところまでであるということはお示ししたほうがよろしいかと思います。もし審査を継続した場合でも、措置につながるものではないということは、注意書きは必要かと思います。

以上です。

○副議長（高口靖彦君） その場合、報告は議会運営委員会への報告、それをもって議会への報告は終わり、要はそこで全て終わりということになるのでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 報告書は議長に対して出されますので、議長が報告を受け取る。その後の流れについては、私どものほうでも具体的には検討しておりませんで、議会への報告をするかどうかというのは検討かなというところになるかと。

その事案について、継続する理由としては、議会の活動に帰結する必要があるであろうということになるかと思いますので、やっぱり一定報告は必要になってくるのかなという想定はしております。すみません、具体的なところまでは考えが及んでいないところです。

以上です。

○副議長（高口靖彦君） あと、審査を終了することができるだから、審査を継続するという判断は誰がするのですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 審査会になります。以上です。

○副議長（高口靖彦君） その場合、議員の考えはそこには入らないで、審査会に委ねるという、要はその議員が既に議員でなくなっているにもかかわらず

ず、議会としてはもう十分だろうと思われても、審査会のほうがそれを判断して、これは終了すべきでないと判断すると、議会と審査会の意思が、そぞがずれた場合にという話なんだけども、そこはそれでいいのかということです。

私たちが基本的には措置として、この議員は辞職すべきだということをあれして、最大の目的が達成されているという状況の中で、議会はもういいと思っているけれども、審査会が、そのところがちょっと違和感があるかなと思ったんだけど、駒林先生のお話を聞いて、ケース・バイ・ケースだということではあるのですが。

○議員（上條彰一君） この間の駒林先生のアドバイスは、政務活動費の不正受給の問題を例に取って、挙げて、不正受給が明確であって、議員が辞職したからといって、その行った行為によって損なわれた結局対応というのは、きっと事実として明らかにして、それで市民の信頼を得るというところがきっと条例の目的としてはあるわけだから、議員を辞めれば、全て免罪だということにはならないんじやないかということで、継続してきっと審査を終わるということに、審査をするというふうになったんじゃないかと私なんかは理解していたんですけど。

○副議長（高口靖彦君） ケース・バイ・ケースだから、それはあっていいと思うんです。だけど、そうでないケースの場合に、議会がだからこれはもういいんだろうという判断をしているにもかかわらず、審査会が審査会としてはこれはすべきだという判断をしたときに、それはそれでいいのかという話なんです。

○議長（木原 宏君） ただ、審査会で継続の必要ありといった認めたものを、議会のほうで必要ないから終わらせるということは、さっきの措置の部分で、議会は審査会の勧告と異なる内容、措置を講じたときは、前項に規定するそのことをやらなきゃいけないというようなこともある、その逆パターンというか、やっぱり審査会に委ねて開かれていて、審

査会が先ほどいろんな事由があって、審査会でこれはやるべきだとなっているのに議会側でそれがやらないでいいよというのは、それができるようにしたとしても、それは議会側も理由は示すようですね。

例えば議運に差し戻してもらって、そこで審査会は継続とするけど、議会のほうに議運でもう一度判断を委ねるから、議員辞めちゃったとか、議員じゃなくなっちゃったからと返ってきて、審査会はそう言っているけども、議会としてはやめますとか、もうやらないでいいですかということは、説明はしないとおかしくはなるだろうと思うんです。

○議員（稻橋ゆみ子君） そのことはちょっとどこかに示して、だから常にそういうこともあり得るときには、やっぱり戻す場所が議運、今のところでそれなりのしかるべき意見が違うということは、きっと議論して、議会としてはこういう見解ということを公表していった先が、違う意見をどういうふうに審査会とというのはやっぱり新たな何か協議みたいなものになり得ることもあるということでしょうか。

○議員（上條彰一君） 審査会に付託するわけですから、審査会の審査を途中で中断して、議会が物を言うというのは、それはちょっと審査会の審査そのものを尊重しないことになるので、やっぱりきっと審査会が議員を辞めたとしても、これはきっと審査して、公にすべきだと、それなりの問題提起をしっかり報告でまとめて、議長に出すと、それを受け、議会としてどうするのかということを既に定めているわけだから、その手続で名誉回復になるのか、それとも一定の辞めてはいるんだけど、市民的に行った行為についての議会としての判断をきっとつきりさせて公開するのかという判断でいいんじゃないかと思いますけど。

○副議長（高口靖彦君） もともと議会は終了すべきとしていた。もともと終了するべきが原則なんです。ただ、その上で万が一レアのレアのレアみたいな形でこれは終了しないほうがいいだろう。だから、

そういうときに議会がこれを終了させないで、最後までやらせたほうがいいというふうに思われるんだとは思うけれども、原則は、私はこれは終了すると、これが原則なんです、することができるだから。

なので、だからそのときに行なうことができるというふうに判断したときのものが一致ができているかと。原則は、あくまで審査対象議員が議員でなくなったときは終了なんです。だから、そのときの判断を審査委員会に委ねて、最後までしていただくのかというところなんだけども、審査会がそこまで本来であれば終了だということを継続するということに関しては、相当な理由があるはずなので、そのときは議会のほうもそれはやむを得ないでしょうというふうな状態になっているのかなというふうに思うのですが、そこをちょっと確認しておいていただきたいと思いますが、原則はずっとできるわけではなくて、原則は終了なんです。そこをきっちりと確認して、だから上條委員が言っているのは、ちょっと私はそれは違うと思っていますから。

○議長（木原 宏君） ちょっと議論が延びてきてるので、一旦切れます。

暫時休憩いたします。

[休憩 午後3時17分]

[開議 午後3時19分]

○議長（木原 宏君） 休憩前に引き続き会議を開いたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、原則をどちらに置くかというところで、確かに前回は審査を終了するというところで御決定いただいたところを、できる規定というふうに変えたことで、終了しないことが前提になっているような見え方になってしましましたので、ここを終了することを前提として、ただし、なお書きで特別な場合はすることができる、継続することができるというような言い回しに直すという解決策があるかと思いますが、これについての御議論をいただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 今、局長が示されたとおりでございます。それがいいのかな、一番すっきりするかなと、今のやり取りを聞いてみると、原則は議員の身分がなくなった場合は、原則は終了ですと。それでも続けるということは、多分そのときに審査会が、ただし審査会とすれば例えば政務活動費で議会に損害が出ているので、それを回復する必要があるので、継続する必要があるとか、何か理由をつけて、多分審査会が継続の理由を挙げててくれるということになれば、副議長のおっしゃっていたことがカバーできるかなと。

○副議長（高口靖彦君） 何らかの報告が来るということですね、基本は終了するということで。

○議長（木原 宏君） ということで、「ただし」以下の文言はちょっと預からせてもらうという形にしますけど、原則終了すると。「ただし」のただし書でカバーしていくということでいきたいと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

○議員（稻橋ゆみ子君） 今のと関連して、一応だから審査会としてはこういう措置が出て、それを講じるということで、それなりに議長が注意勧告とか、いろいろあるんですけど、それで終わりという、その終わりがどこが終わりなのかという、審査会の取扱いは終了して、議長が何かしらの措置をしましたと、それで一応その案件が終わりということを捉えるのについて、少し疑問があることを今まで少しお話しさせてもらったのは、改善が見られるかどうかという、それをどこまで状況も事実確認というのは難しいので、できるかどうかなんですね。いろんな案件がありますけれども、私たちとしては、どこでそれを終わりと捉えるのかというのが、一ついろんな事案があるので、ケース・バイ・ケースだというふうに思うんですけども、そのあたりのところがちょっといつも何かすっきりしない部分なんです。

○議長（木原 宏君） 申し訳ないんですけど、措置をして終わりです、条例上は。議長に上がって来て、

さっきもやりましたけど、措置をするわけです、口頭注意とか、辞職勧告だとか、いろいろやって、その案件は終わりです、基本的に。

○議員（頭山太郎君） ですから、今おっしゃったところの部分は、上條委員が一番初めに第6のところでおっしゃったその他のところで、やはり前回の政倫審でも皆さん最後結論を出した後に、やっぱり皆さんのが思ひがあそこのところに最後本当にそれをやつて変わってほしい、改善してほしいという、すごく皆さんの気持ちが入った文章があるわけです。その部分がその他の措置、その他の6のところに入つくると思いますので、そこにしっかりと書いていくしかないのかなと。あとは次の選挙のときにそれを市民の方が判断するしかないんだと私は思いますけれども。

○議長（木原 宏君） ということで、原則は当然措置で終わりです。先ほど冒頭のやり取りで6号の部分で、その他議会が必要と認める措置というのは併用される可能性はありますけども、そこで附帯の何か条件が出てくるということは想定できますけども、どうしても前回行われた政倫審に引っ張られがちですけど、必ずしもそれは終わっていることですので、あらゆるケースをぜひ想定していただいて、やつていただければありがたいというふうに思います。原則、原則じゃなくて、措置で終わりです、条例は。

ほかに御意見はございますでしょうか。——なければ、日程3、条例・規則の条文案は終了といたします。

暫時休憩いたします。

[休憩 午後3時24分]

[開議 午後3時37分]

○議長（木原 宏君） 休憩前に引き続き会議を開いたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 御報告です。先ほどの団体の定義のところで企画のほうから御連絡をいただいて、団体の定義は決めていないことで間

違いありませんということでした。

以上でございます。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます、お調べいただきまして。原則、立川市のある審議会なんかも団体の規定はないということなので、それが確認できましたので、それを踏まえて、先ほどの議論の中に組み込んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

逐条解説の記載項目

○議長（木原 宏君） それでは続きまして、日程4の逐条解説の記載項目を議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 逐条解説の記載項目です。

逐条解説は、9月14日の最終アドバイス日までに最初の案を完成させる予定です。これまでの協議内容を踏まえ、逐条解説に記載すべき項目の案を作成しました。

詳しくは資料5を御覧ください。

資料5について、項目の過不足や、これまでの協議内容と認識が異なると考えられる点はないか、本日でなくても構いませんので、8月30日までに御確認いただき、問題点を御連絡いただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） 報告は以上のとおりでございます。

今、説明がありましたとおり、資料5の逐条解説、ボリュームあります。現時点で明らかに指摘のある部分はお受けしますけども、ざっと見ていただいて、8月30日までに後づけでここはというような御指摘があれば、対応できますので、かなり時間もかかっていることですから、今日のところは、言つていただいて結構ですよ、現時点で分かっていることは言ってもらって結構ですけど、全て全部ここで一つ一

つやるということはちょっと現実的ではないので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議員（稻橋ゆみ子君） 本当にここまで改めてありがとうございます。本当にこれをまたまとめて、9月14日までに出していただけすると、よろしくお願ひいたします。

これを読んで気がついたところ、ちょっと何点か確認も含めて質問させていただきます。

まず、1ページのところの条例制定のそもそもの背景というところで、改正の背景ということをここに逐条解説にお示しいただくということなんですが、その中でちょっとここの誤解がある部分が、私のところに聞こえてくる中での誤解としては、条例自体の不適切さがあったがゆえの改正というところが主立った理由のように捉えられているところがあるんですけども、前回初めて政治倫理審査会を開いたところでのいろんな事務手続上の不備とか、進めていった中での議論を深める中での想定していかなかった準備とか、そういうことが特に今回は大きくて、それを随分そのところをしっかりと条例の中に盛り込んで、そういう進め方の不備がないようにしていったというところでは、条例自体をブラッシュアップしたというふうに私は捉えています。

そのために皆さんに時間をかけてやってきたと。そういうことをこの逐条解説の中でしっかりと示していただきたいというふうに思っています。そのことを私は、後の話になりますけれども、議会全体でそういう認識、捉え方をするということで、条例改正が出来上がるというふうに持っていくたいんです、いかねばならないと思っています。

ですから、逐条解説においても、そういうことを捉えて示していただきたいというふうに私は思うんですけども、皆さんの認識としては同じなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。今、御指摘の部分は、以前の会議でも確認があったところでありまして、当然私も答えた記憶がありますけ

ども、過日行われました審査会は不備なく、条例に基づいて行われたと判断しております。

ただし、当然もう少し詰めておいたほうが審査がスムーズに進む、あるいは委員の判断が速やかに行われるというような箇所がやっぱり多くあったということも、また報告として上がっていることでございますので、今回の改正はそういったところを詰めていくというようなことに主眼を置いてやっているということは、私の認識としては当然あるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議員（稻橋ゆみ子君） 議長と同じ考えだということで、ちょっとしつこいようなんですけども、条例自体の不適切さという、何か条例自体が間違っていたんだという、そういうことを、そういう思いを払拭するような書きっぷりを逐条解説のところで示していただきたいということを強くお願ひいたします。議会事務局の皆さん的文章力、すみません、期待しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。当然条例に不備があるというのは、前提としてそもそも持っておりません。20年前に不正があって、それを受け、当時の先人である先輩の議員の皆様方の英知を結集して、何とかそれをしていかなければいけないと、襟を正していくかなければいけないという中で、条例が制定されているということで、その条例制定されたものの中味が不備があったということの前提にはそもそも至っておりませんので、瑕疵なく、問題なく審査会は条例に基づいて行われたという判断は持っております。

その上でということでございます。もう少し時代に合った形、もう少し委員の皆様方の負担を減らす方法とか、もちろんそれは対象議員になった方の防護権をもう少し明確にしておかなければいけない、両方の側面は当然あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○議員（稻橋ゆみ子君） それから、私たちの会派

の中で、特に今回逐条解説の中で、先ほどの公募市民を、5ページ目になります。公募市民をやめたことということが後退として捉えられないかという、そういう心配があるものですから、しっかりとこの説明というのは、先ほどの議論もありましたけれども、今どこまでお示しできるかですけども、幅広く団体を捉えながら、任期に合わせて、私たちのほうで議論しながらお願いしていくという、そこの書きぶりを後退じゃないというところの丁寧に示していただきたいということを改めてお願いたします。

あとほかにつきましては、随時月末までとの締切りですので、またこちらのほうで意見がありましたら提出いたします。よろしくお願いします。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○議会事務局長（秋武典子君） 特に認識が違うみたいなところはなくて大丈夫ですか。私どもの認識が間違っていますみたいなことがあったらぜひ早めに。

○議長（木原 宏君） 認識の違いというのは、ここまでやってきましたので、大きく違うということは恐らくないと思いますので、今、稻橋委員のようにこういうふうにやってほしい、その方向性の中でやってほしいということはあると思いますので、ぜひ8月30日までに御提出を御意見をいただいて、9月14日の最終アドバイスまでに最初の案を完成できるようなスケジュール感を持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程4の逐条解説の記載項目は終了とさせていただきます。

今後の予定

○議長（木原 宏君） 続きまして、日程5、今後の予定を議題といたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 最後に、今後の予定です。

まず、本日の検討会議で条例・規則の内容を確定させます。修正が必要な場合は、数日以内に修正し、報告いたします。議会の案が確定いたしましたら、文書法政課に確認を依頼します。

文書法政課では、法文としての問題点や表記の修正を行います。文書法政課の確認の中で、内容にわたる修正が必要となった場合は随時報告いたします。

次に、9月14日が駒林先生の最終アドバイス日です。条例・規則の法文としての問題点の有無、最終確認、逐条解説の問題点の有無の確認を行います。

最後に、10月31日に条例を議員提出議案として本会議に提出していただきます。

上記の予定とは別に、議会全体での共通理解を深める場を設けたいとの御意見がありました。そのような場を設けるのか否か、いつどのような形で設けるのか、御協議をお願いいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりでございます。

スケジュール感の今後の予定については、ぜひこのような形で進めさせていただければと思います。

それで、最後検討いただかなければいけないんですけど、それとは別に議会全体での共通理解を深める場を設けたほうがいいんじゃないのかという意見も過日出されているところでございますので、その必要性がどうか、あるいはやるのか、やらないのか、やらないならいいんですけど、やるならどういう場でやるのかというようなところを御検討いただきたいと思います。御意見があればお出しitただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 今までとても丁寧にこの議論は進めていますし、その都度会派に持ち帰って、会派の意見を吸い上げながらやってきて、また駒林先生のアドバイスもいただきながらやっていますの

で、共通の認識でここまで来られていると思いますので、特に深める場というのをつくっても、ただこれを説明するだけで終わって、そこで「いやこれに納得いかない」と言われても困っちゃいますし、決まったことですから、やる意味というのがどこにあるのか。

それぞれの会派でお勉強会なりを小林主任を呼んでされるのはよろしいかと思うんですけども、今まで全部で各会派で28人全員の意見を吸い上げて、ここまで来ていますので、先ほど稻橋委員からちょっと認識が違う声が入っているというと、ちょっと私は残念だなと思って、そういうことがあるのかなと、ちょっとはつきりしていただきたいといづれ思いますけども、とにかくこういった全体で深める場というのを設けるというのは、必要はちょっと今感じていないというところが会派の意見です。

○議長（木原 宏君） ほかに御意見は。

○議員（上條彰一君） 私は、やはり大きな条例の改正ということになりますので、全議員の認識を、全議員の皆さんにしっかりと認識を持ってもらうという点では、そういう場を経て、合意をつくっていくというのが大事なんじゃないかと思います。

この条例をつくったときにも、ちょうど調査特別委員会ができて、特別委員会でのいろいろ条例づくりについての検討がされて、それで総務委員会に付託して、一定の質疑もやって、それで本会議で議決するということをやりましたので、常任委員会に付託ということにはならないと思いますが、例えば議員全員協議会なりで一定の質疑をして、議会事務局というか、我々がね、質問があれば、会派の中では答えてはいるんですけども、少なくとも総務委員会のときにも、たしか特別委員長が質問に答えるということもやられておりましたので、そういう場はつくって、我々が答えられないところは議会事務局の皆さんのはうから答えていただくというような形にしながら、議員の一人一人の認識を、しっかりととした認識を持ってもらうとともに、この条例をしっか

り守って、議員として恥じないような行動を取るんだということで頑張ってもらう必要があると思いますので、そういう機会を持つというのもやっぱり必要なんじゃないかと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。ほかに御意見は。

○議員（山本みちよ君） 私どもの会派でもこの点について確認してまいりました。結論から言うと、必要ないのではないかというところです。これまでの会派での説明、また勉強会なり、様々な角度で伝えておりましたので、必要がないということでありました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 条例は本当に全部重要なのですが、これだけ時間をかけてやったということも含めて、私は結果報告だけはするべきだというふうに思います。全協を開いて、こういったスケジュールでやって、結果として、条例と逐条解説もできたということを報告する。だから、質疑は要らないと思いますので、報告はするべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。御意見、出そろったところでございまして。

○副議長（高口靖彦君） 私自身は必要ないと思っています。皆さんの会派と同じです。議員は必要だと思うんだったら、この場がもし秘密会でやっているなら、もしくは誰も聞けないという状態でやっているのであれば、当然報告は必要であると思いますし、その内容を説明する必要もあるかもしれませんのが、要は議員が本来ここに私は来るべきだと。

それほど重要だと思われているのであれば、本来ここに来て、どういう議論をしているのか、どういったアドバイスがあるのかというのを聞いていて、それが時々何らかの事情で来れなかつたとかいうことで、向こうから説明を、各議員のほうからこの委員会に対して説明してくださいというのであれば、

私はそれはもちろん当然するべきだと思いますが、私は議員としての立場というか、向き、姿勢というか、分からぬけれども、そういったところでの思想。

だから、私は、その分を公明党であれば山本会派代表がきちっと説明して、会派の中でそれをこれまでの状況をきちっと話しているので、それで各自がオーケーとされているので、それはそれで十分だろうというふうに思っております。

○議長（木原 宏君） 御意見をいただきましてありがとうございます。

私の考えを述べさせていただくと、やはり前提とすれば、先ほど上條委員からもありましたが、過去には常任委員会にもなんていう話がありましたけど、今回はこうした形で検討会議ということで、各会派の代表の皆様方が入って、実質的には委員会形式で開かれた形で議論が行われているという認識の下、絶えずここに出てきているのは限られた人数、代表でございますけども、絶えず意見をもらっていく全く7回まで今やつて、アドバイスまで入れるともっと倍ぐらいの手間暇かけて、時には持ち帰っていただいたり、再度持ち帰ったりとか、いろんな協議の中で起きたことは、持ち帰ってやつていただいている。

会派にも当然フィードバックしていただいて、そこで会派の中でも時間をかけて、こう言ってきてください、ああしてきてください、こういう考え方の下、こういうふうに言ってくださいというようなものがバックグラウンドにあって、今、皆さんはここにいらっしゃってくれているという認識がありますので、基本的には副議長がおっしゃったとおり、どういう改正が今検討して、議論が行われているのかというのが知らない議員がいるということはちょっと考えておりません。それは当然代表が報告しているところでございます。

したがつて、丁寧にスケジュールを見ると、最終的には駒林先生の最終アドバイスが9月14日、条例の提出を考えているのが10月31日ということで、やるならこの間のどこかでということに当然なるのだ

ろうと思いますけども、そこで質疑が出るということはちょっと想定しづらいのかなというようなことはあります。

そこで想定してこうです、こっちが例え答弁みたいに委員が答えるというのは、ちょっと考えづらいかなと正直思います。それはやつてはいるはずなので、各会派の中で。その意見がここで出てきて集約したものが形になって条例案、改正案になるということありますので、丁寧に説明はするべきだな、上程するので、それは必要だと思いますけど、質疑みたいな形でやるというのはちょっと違うのかなというのは思っております。

ただ、先ほど大石委員が言ったとおり、より丁寧にやるのであれば、報告という形でやるということは、より丁寧に議会の議員の皆様にこういう改正案が仕上がりましたということでお示しするというのはありかなとも思いますけども、ただそれだと、集まってもらって、私なりが例え説明して、こういう形で皆さん10月31日に上程しますので、よろしくという、そういう会になると、皆さん大半はお忙しい28人をわざわざ集めて、それをやるのが適切かどうかということは、それもまた考えものだなというふうに思いますけども、議会は議会として動いておりますので、だから全員を集めて、質疑をする、質疑を受け付けるという会は、ちょっと私のほうでは考えがつきませんので、そこはやらなくていいかなと正直思っております。

間を取るならば、集めて、おかげさまで皆さんの御意見を聞いて、これだけの時間とこれだけの質疑を重ねて、こういう改正案が出来上がりましたので、皆様方に御報告させていただきますので、10月31日上程した際にはよろしくお願いしますということはやつてもいいのかなと思っています。

○議員（稻橋ゆみ子君） これは私が強く要望ということをさせていただいた案件なんですかけども、それぐらいやっぱり重要なこういう審査会が開かれないのでこれが一番ですし、改めて議会基本条例に合わ

せて政治倫理条例の改正で、私たちの議員、議会として、自浄作用をしっかりと確認しながら、そういうことを未然防止していこうという、やっぱりそういう意気込みで改正したというのは、すごく重要な大事なときだったと思います。

本当に皆さんお時間がかけたかいもあって、ここまで進んできたことを本当に私自身、皆さんに感謝というか、本当にすごいなということを思っていますが、ですからそれを同じに共有するということが協議会でできないかというふうに思ったものです。

それで、先ほど前は総務委員会に付託したというぐらい、やっぱり条例をつくったときには重たいものだったなということも報告で分かったんですけども、であれば大石委員は報告をということで、私も報告だったら皆さんにしていただけるということでもいいと思うんですけど、もう一つ、本会議の上程のときに、そのプロセスを合わせてそこで市民の皆さんにお伝えしながら、かいつまんで、この条例ができるんだということを、政治倫理審査会の報告があつた流れから、一応こういう着地点として、議会として改正したということを議場の場で、議事録が残るような形で市民の皆さんにも情報提供しながら、この内容はこれだけ重要なものなんですということを逐条、今度は前文も入れましたよね、条例のところに。

そういう意味、意義を伝えるという、そういうことができないかというふうに思いますので、ぜひともそこはそれぐらい重要な案件、条例改正だというふうに捉えておりますので、お願ひしたいというふうに思います。一つまた新たな提案ということで、御検討いただければありがとうございます。

○議長（木原 宏君） 少し私も言葉が足りず、申し訳なかったんですけども、まさにそういった本会議のことが私、ちょっと先ほど念頭にあって、過日開かれた政治倫理審査会に絡む本会議の中では、私への質疑が出来てしまったりだとかということもあって、もちろん会派の代表の皆様方は持ち帰っていた

だいて、いろんな説明をしてくれているのが前提に立っているので、質疑はしなくていいんじゃないですかというようなことも言ったんですけども、さりとて完成した条例案を示しておかないと、本会議場で何かいろいろ質疑が出てしまうというのは、せっかく全会一致でやってきた中で何かそれは違うのかなということになると、報告だけは事前にしておけば、本会議はそのままスムーズにいけるかなとも思っていたんですけども、今の稻橋委員の言うところは多分提案説明みたいな形になるのかなと思うんです、条例のいつものやり方で言えば。普通は、そこは省略いたしますになるんですけども、事前に説明するのであれば、提案説明の理由は当然要らないでしょうし、一切何もなく本会議までいくのだったら、簡単に提案説明の理由をしてもいい。でも、誰がやるんだという話にもなるんですよね。

○副議長（高口靖彦君） これが新規条例であるならば、そういうことが必要かと思いますが、これは新規でつくるわけではないので、私は現協議会でもしやるなら、報告として、半年かけてやってきましたということについて報告して、趣旨は皆さんも全て御承知と思いますので、本会議場で当日議員提出議案として出させていただきますので、よろしくお願いしますということのみで十分ではないかと思っております。

○議員（頭山太郎君） 私も今、議論を伺っておりまして、より丁寧にされようという議長の趣旨も分かりましたので、報告をしっかりと事前に全議員がいるところでしていただいて、そしてあとは通常どおり臨むという形でやっていただけだと、私も会派に持って帰って皆さんに説明しやすいかと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。御意見出ましたので、多分議論は尽きないと思いますので、私の責任で決めさせていただければありがたいと思います。

いずれにしても、条例が上程ができる状態になつ

た段階で、全協を開いて、そこで報告という形で、恐らく座長が私なので、私のほうから御説明させていただくと。10月31日に上程していきますので、皆様御協力ありがとうございましたという形で御報告という形でいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

スケジュールについては、恐らく最終アドバイスをいただいて、10月31日上程でございますので、その前というような形になろうかというふうに思います。

それと同時に、今日持って帰ってもらうときに、申し訳ないですが、報告でございますので、もし質問がある場合は、各会派で十分に代表のほうから質問に対してお答えしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

スケジュールですね、いつ報告会、全協、報告のための全協を開くのかは、追ってまた皆さんと御相談させていただいて、事務局とも御相談させていただいて決めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

本会議でのその場合は提案説明は省略いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程5の今後の予定については終了いたします。

以上で本日御協議いただく案件は終わりましたが、皆様方からほかに何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（木原 宏君） なければ、これをもって立川市議会政治倫理条例検討会議を散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

[散会 午後4時7分]